

第2次大洲市総合計画 基本構想 (骨子案)

その1 序論

1. 総合計画の策定にあたって..... 1-1
2. 総合計画の構成と期間..... 1-2
3. 時代潮流..... 1-4
4. 大洲市の概況
 - 4-1. 人口・産業などの動向..... 1-8
 - 4-2. 市民の声..... 1-14
5. 今後のまちづくりの課題..... 1-22

その2 基本構想

1. まちづくりの基本理念..... 2-1
2. 将来像
 - 2-1. キャッチフレーズ..... 2-3
 - 2-2. 人口の目標..... 2-6
 - 2-3. 土地利用基本構想..... 2-7
3. 基本目標と施策の大綱..... 2-10

その1 序論

1 総合計画の策定にあたって

(1) 策定の背景

平成17年に1市2町1村の合併により誕生した本市は、第1次総合計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）の将来像である「きらめき創造 大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指し、市民と行政が力をあわせ、まちづくりを進めてきました。

第1次総合計画の計画期間である10年を経過し、少子高齢化・人口減少社会の到来、国際化と情報化の進展、経済活動の停滞、大規模災害のリスクなど、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、「地域がそれぞれの特徴を活かし、自律的で持続的な社会を創生する」ことを目指した「地方創生」が進むなど、地方自治体を取り巻く状況は大きな転換期にあると言えます。本市でも、人口減少に歯止めをかけ「地方創生」を実現するため、平成27年度には「大洲市人口ビジョン」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

このような状況の中、市民一人一人が美しくきらめくまちの中で支えあいながら暮らし、創意工夫を重ねて、心豊かな生活を実現していくため、これからのまちづくりの方向性を定める「第2次大洲市総合計画」を策定します。

(2) 計画の根拠

「大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）」により本市の最上位計画として位置付けられています。

(3) 計画の役割

本市の行政運営の基本指針として、各分野における施策の整合性を確保するとともに、計画的・効率的な施策の展開に向けた指針となる計画です。

また、この計画は、市政の各分野における目標を示す計画であるとともに、市民と行政による協働によるまちづくりの共通目標・行動指針となるものです。

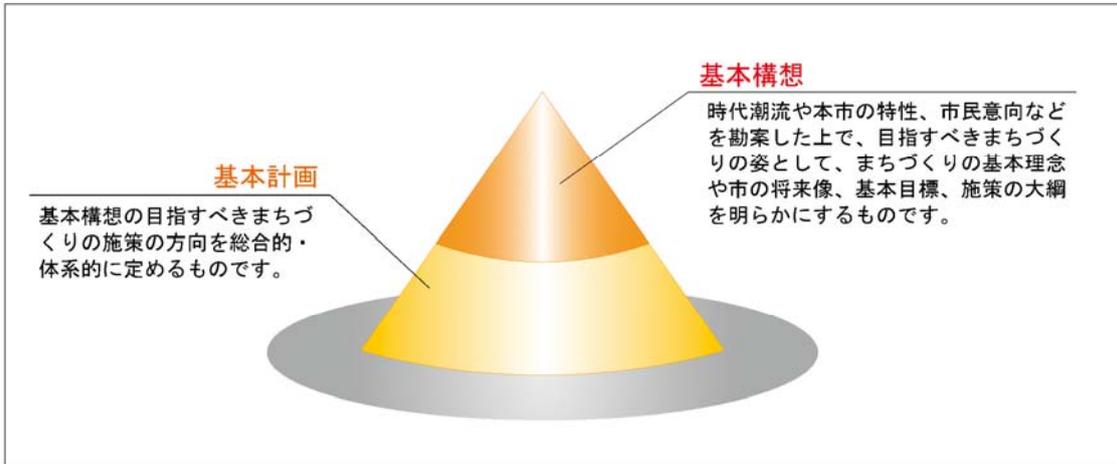
この計画に定めた施策の推進にあたっては、時代潮流を踏まえながら、計画的・効率的に取り組むとともに、市民との協働や国・県などの関係機関との連携を図っていくものとします。

2 総合計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画から構成されています。

■総合計画の構成（イメージ）



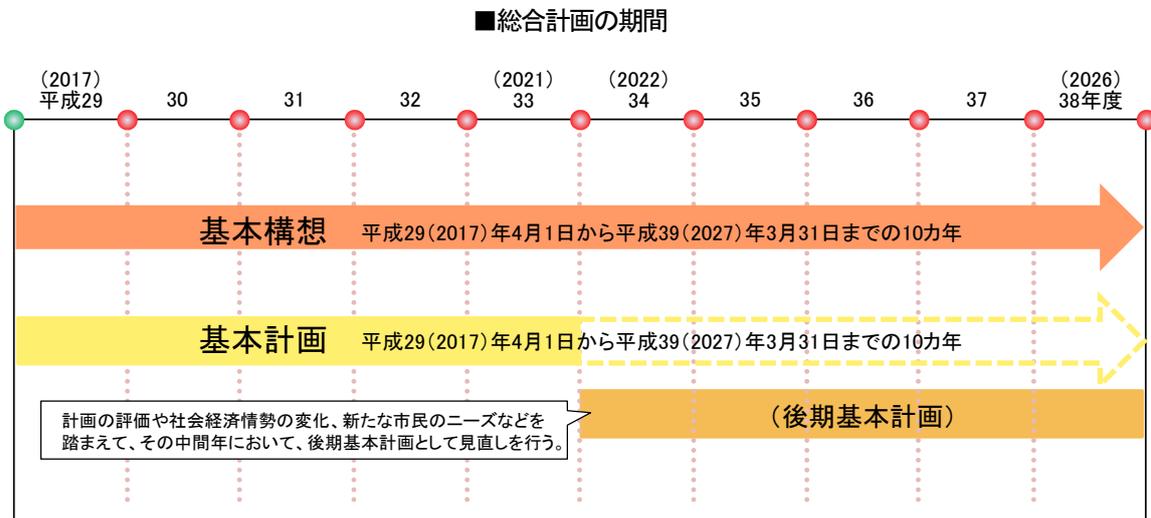
新たな総合計画の策定にあたり、計画の構成を見直します。

■総合計画の構成の見直し

(現行)大洲市総合計画の構成	(新)大洲市総合計画の構成(案)	考え方
第1編 総合計画の策定にあたって 第1章 総合計画の策定の趣旨 第2章 総合計画の根拠と役割 第3章 総合計画の構成と期間 第4章 時代の潮流 第5章 上位・関連計画 第6章 大洲市の概況 第7章 まちづくりの課題	第1編 序論 第1章 総合計画の策定にあたって (策定の趣旨、計画の根拠と役割) 第2章 総合計画の構成と期間 第3章 時代潮流 (削除) 上位・関連計画 第4章 大洲市の概況 第5章 今後のまちづくりの課題	・策定の趣旨、計画の根拠・役割ともに計画策定の前提条件として整理 ・上位関連計画は、基本計画の各施策に関連する計画を記載することとし、削除
第2編 基本構想 第1章 まちづくりの基本理念 第2章 2016年の大洲市 第3章 シンボルプロジェクト 第4章 基本目標と施策大綱	第2編 基本構想 第1章 まちづくりの基本理念 第2章 大洲市の将来像 第3章 基本目標と施策の大綱	— ・主旨が明確になるようにタイトルを修正 ・施策大綱で計画の体系を明示する
第3編 基本計画 第1章 地域別まちづくりの基本計画 第2章 シンボルプロジェクト 第3章 分野別施策の基本計画	第3編 基本計画 (削除) 地域別まちづくりの基本計画 (検討中) シンボルプロジェクト 第1章 自然きらめくまちづくり 第2章 文化きらめくまちづくり 第3章 安心きらめくまちづくり 第4章 活力きらめくまちづくり 第5章 快適きらめくまちづくり 第6章 人々きらめくまちづくり	・地域別まちづくりの基本計画は、合併後10年が経過したこと、肱川を中心に全市が一体となってまちづくりを進めていくという観点から削除 ・基本構想の「大洲市の将来像」の中で、ゾーン(土地利用)別の方針等を記載 ・シンボルプロジェクトの位置付けは検討中 ・分野別施策の基本計画を、基本目標ごとに章立て

(2) 総合計画の期間

総合計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。



3 時代潮流

現行の総合計画では、「国際化時代」、「成熟化と2極化時代」、「少子高齢化時代」、「高度情報化時代」、「協働の時代」、「住民自治・地方自治時代」の6つの潮流が示されていました。

現行計画の策定から10年が経過し、これまでの潮流が一層激しいものになりつつあります。これに加えて、大洲市のまちづくりを取り巻く背景として、新たな時代潮流を整理します。

現行総合計画の記載	新たな時代潮流
国際化時代	国際化の進展
成熟化と2極化時代	社会の成熟化・価値観の多様化
少子高齢化時代	人口減少と少子高齢化の進行
高度情報化時代	高度情報社会の進展
協働の時代	自主・自立のまちづくりと 市民・事業者・行政の協働
住民自治・地方自治時代	安全・安心への意識の高まり
	未来へ向けた人材育成

(1) 国際化の進展

国際化が進展し、人・物・情報・文化の交流や移動がより一層活発になっています。

また、これに伴い、生産拠点の海外移転や輸出入量の増大、外国人労働者の増加などが進み、わが国の産業構造は大きな転換期を迎えていると言えます。特に、本市の基幹産業である農林水産業においては、TPP（環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定）による貿易自由化の影響が懸念されているところです。

このような状況の中で、地域産業が発展を続けるためには、各種産業の生産性向上や国際競争力を持った産業づくり、優れた人材の確保・育成などが不可欠となっており、国際的な視野を踏まえたまちづくりが求められています。

- ・国際競争力を持った産業づくりが必要です。
- ・国際化に対応する人材育成が必要です。

(2) 社会の成熟化・価値観の多様化

地域福祉の充実や女性の社会進出など、成熟社会に対応した取組みが求められています。わが国では、好調な経済成長はもはや過去の出来事となり、低成長が続く時代へと移行しており、量的な拡大志向から質的な向上を重視する方向に変化してきています。

また、人々の価値観も多様化してきており、多様な働き方やライフスタイルを支える社会・経済の制度や仕組みが求められています。地域社会においても地域の自主性やオリジナリティが重視されており、地域性を活かした住環境の形成や地域の特産品を生かしたブランド化の推進、地域の伝統・文化の伝承など、地域の個性を活かしたまちづくりが重視されています。

その中で、市民一人一人が生涯にわたって自主的に学び、能力を高め、その成果を適切に活かしていくことが求められています。



- ・多様なライフスタイルを支える社会の仕組みが必要です。
- ・地域の個性を生かしたまちづくりや市民が主体となる取組みを支援する仕組みが必要です。

(3) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は世界で最も早い速度で人口減少と人口構造の変化（少子高齢化）が進むとされています。人口減少・少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の停滞、高齢者に対する社会保障費の増加による財政の圧迫など、多方面に影響を与えると考えられています。

その一方で、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、持続可能な都市経営の実現が課題となっています。このような中、国では、人口減少社会に対応した都市のあり方として、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進しています。

本市の人口は平成22（2010）年に47,157人であったものの、2040年には29,529人、2060年には19,842人となることが推計されており、高齢化も進むと予測されることから、人口減少・少子高齢化への対応が急務となっています。



- ・人口減少の課題克服に向けて、産業振興や子育て支援など、あらゆる取組みが必要です。
- ・老朽化したインフラ・公共施設の対策や人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりが必要です。

(4) 高度情報社会の進展

インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及、SNS[※]の普及、サービスの多様化などにより、ますます情報化が進んでいます。これに伴い、日常生活や企業活動、行政サービスといった様々な分野において、世界規模で時間や地理的条件に捉われることなく情報の発信や交流が簡単にできるようになるなど、大きな影響を与えています。

また、平成28年1月からは社会保障や税などの分野で情報を管理する「マイナンバー制度[※]」が運用されており、これにより行政の効率化や住民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現が期待されています。

一方で、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策の徹底などがますます重要となっています。また、本市においては、市街地に比べ、集落では情報通信基盤の整備が遅れており、地域における情報格差の是正が必要になっています。

- ・ 地域の情報通信環境の充実が必要です
- ・ 情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護などが必要です。

※SNS：Social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。

インターネット上の交流を通して人と人とのつながりやコミュニケーションをサポートし、社会的なネットワーク（ソーシャルネットワーク）を構築するサービスのこと

※マイナンバー制度：住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、効率的に情報を管理することにより、社会保障制度や税等の分野において、公平・公正・効率的な制度運用を目指すための制度

(5) 自主・自立のまちづくりと市民・事業者・行政の協働

地方分権により国から地方への権限移譲が進められており、地方分権がまさに実行段階を迎え、これまで以上に地方自治体の責任・役割が増大しています。

一方、社会の成熟化を迎えて、市民のニーズや価値観は多様化・複雑化し、行政だけでは地域の課題に対応することが困難になってきています。地方自治体の責任・役割が増大する現代において、本市が自主的・自立的なまちづくりを進めるためには、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組みが不可欠と言えます。それぞれが主体としての役割と責任を認識し、協働によりまちづくりを進める必要があります。

- ・ 市民・事業者・行政の協働とそのための仕組みづくりが必要です。
- ・ 市民や事業者の自主的な取組みを促していく必要があります。

(6) 安全・安心への意識の高まり（新たに追加した潮流）

平成 23 年に発生した東日本大震災以降、全国的に安全・安心、災害対策に関する意識が高まっています。本市をはじめとした四国地方では、南海トラフ巨大地震に伴う津波のリスクをはじめ、地震による建物倒壊や近年多発するゲリラ豪雨の被害など、自然災害の危険性が懸念されています。

本市においては、行政の災害対策の指針となる国土強靱化地域計画の策定や地域防災計画の見直しなどに取組むとともに、自主防災組織の充実強化により市民の防災意識の向上を図っており、今後もハード・ソフト対策を含め、市民の安全・安心を確保していくことが求められています。

- 
- ・ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりが必要です。
 - ・市民一人一人の防災意識の向上が必要です。

(7) 未来へ向けた人材育成（新たに追加した潮流）

急激な社会経済情勢の変化のもと、地域づくり、産業づくり、伝統・文化の継承など、あらゆる分野において、時代に即した人材の育成が求められています。また、本市が将来にわたってきらめき続けるために、本市の将来を担う子どもたちの育成、子どもたちの地域への愛着の醸成が求められています。

このため、学校教育における特色ある教育内容の充実をはじめ、多様な社会経験を積む場をつくり、子どもから大人までのライフステージに応じた学びの場・機会を提供することが必要です。また、高齢化に伴い元気な高齢者が増加することを踏まえ、定年退職を迎えた団塊世代など、高齢者が培ってきた技術や人的ネットワークを活用することで、地域の担い手の確保・育成につながることを期待されています。

- 
- ・子どもから大人まで、質の高い学びの場・機会の提供が必要です。
 - ・地域を担う人材の確保が必要です。

4 大洲市の概況

4-1 人口・産業などの動向

(1) 地理特性

- ・愛媛県の西南部に位置し、県都松山市から約 50 km の距離にあり、面積は 432km² です。
- ・松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口となっています。
- ・広域流通・商業の拠点形成が進み、文化・交流・観光の結節点となっています。

(2) 自然特性

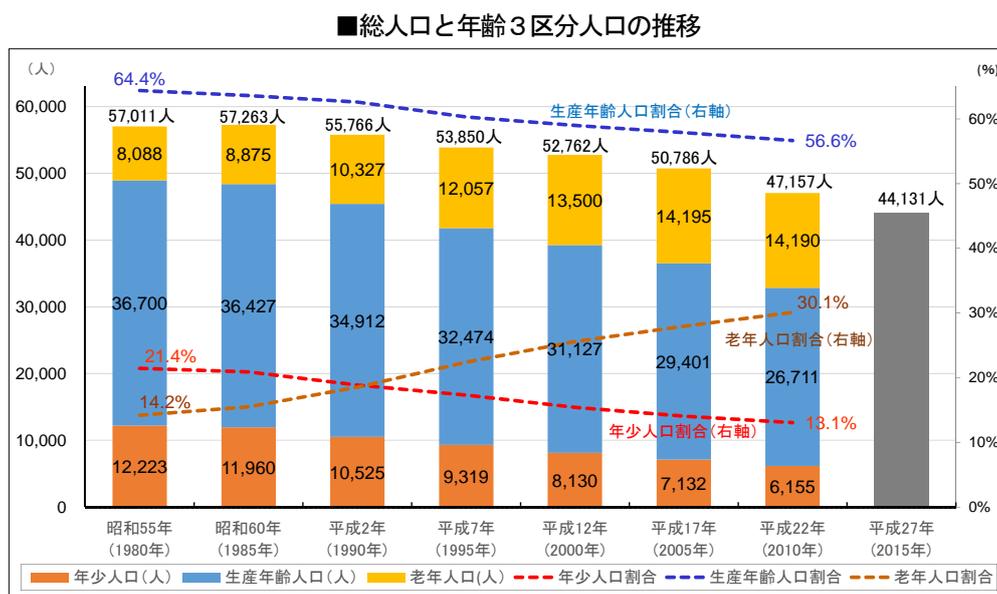
- ・一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されています。
- ・中央部には大洲平野が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面しています。

(3) 気候特性

- ・東部は山間部で内陸性気候に属しており、寒暖の差が大きくなります。
- ・中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きくなります。
- ・西部は瀬戸内海性気候で温暖小雨であることが特徴です。

(4) 人口特性

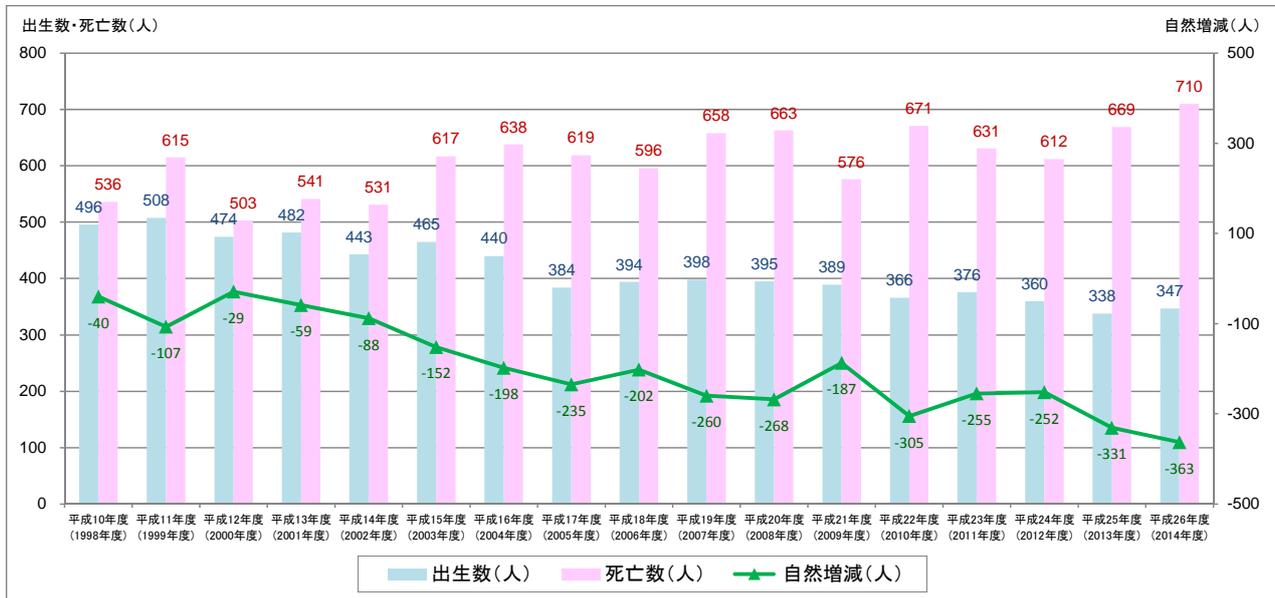
- ・総人口は一貫して減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年時点では 44,131 人 (注：平成 27 年国勢調査速報値) となっています。
- ・年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少している一方で、老年人口割合は増加傾向にあり、平成 22 (2010) 年時点で 30% を超えています。



出典：総務省「国勢調査」

- ・出生数は減少傾向にあり、平成12(2000)年度から500人を下回っています。一方、死亡数は増加傾向にあるため、「自然減」の傾向が拡大しつつあります。

■自然増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

- ・転入数・転出数ともに減少していますが、平成17(2005)年度頃からその差が拡大し、「社会減」の傾向が顕著になっています。
- ・大規模工場の撤退があった平成21(2009)年度をピークに「社会減」が収束傾向にあります。

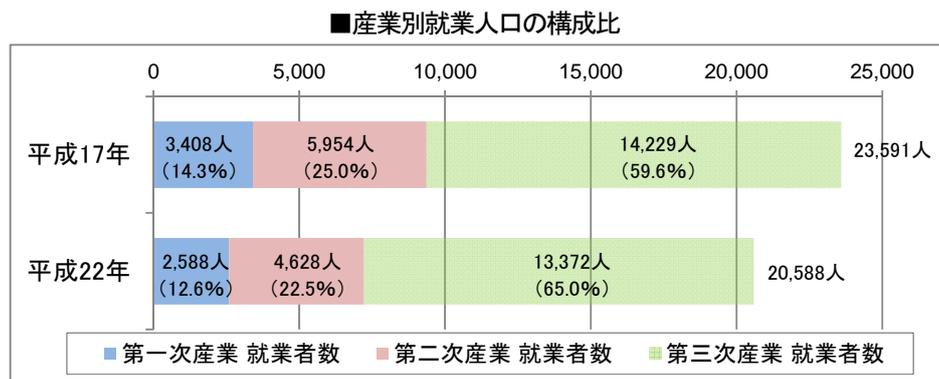
■社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(5) 産業特性

- ・平成17年から平成22年における産業別就業者数の推移をみると、第1次産業（農林水産業）、第2次産業（鉱業・建設業・製造業）、第3次産業（商業・サービス業など）全てで就業者が減少しています。
- ・就業者数の割合をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少、第3次産業の割合が増加しています。

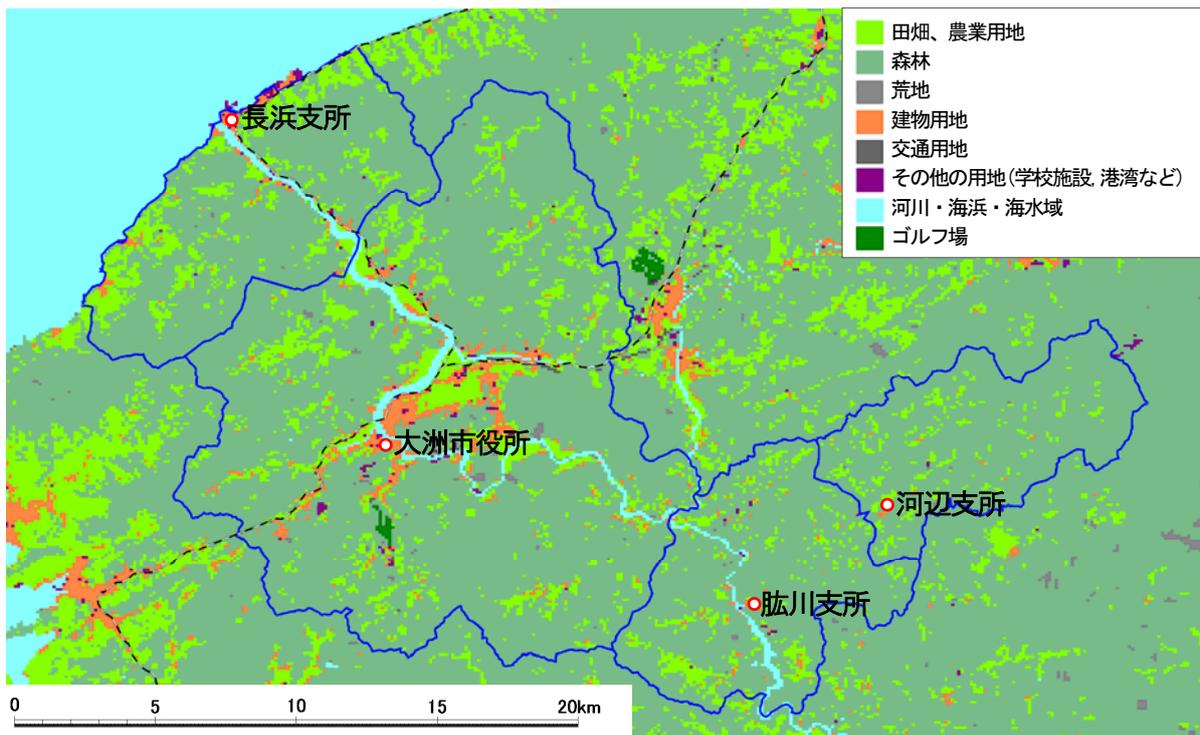


出典：総務省「国勢調査」

(6) 土地利用特性

- ・JR伊予大洲駅周辺など、大洲地域の中心部では、建物用地が多く、都市的土地利用がなされていますが、市域の大半は森林となっています。
- ・農業振興地域 36,659ha（農用地区域：3,543ha）、都市計画区域 4,296ha、水源かん養保安林 2,064ha、自然公園区域（瀬戸内海国立公園）103ha が指定されています。

■土地利用現況図

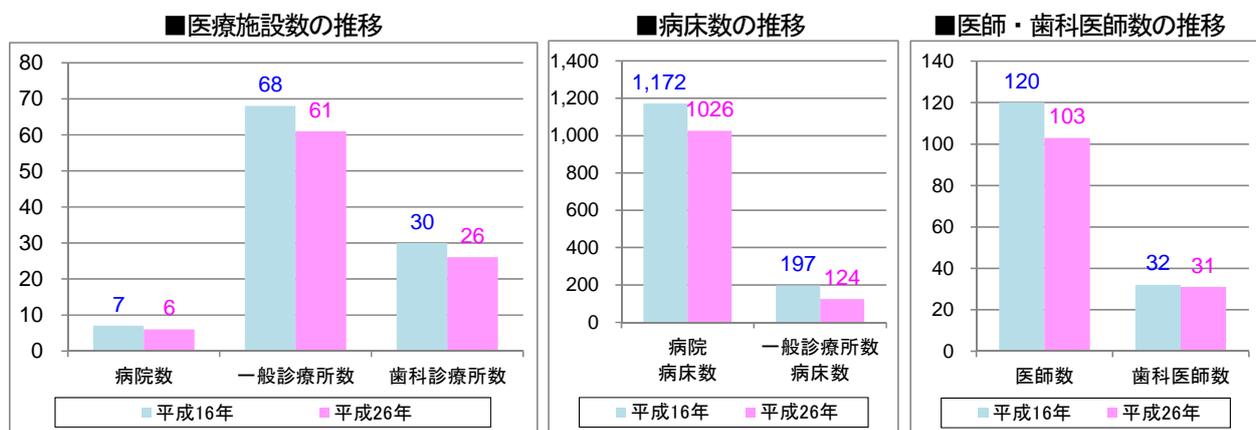


(7) 生活環境・地域基盤

- ・国道 56 号をはじめとした4本の国道と、大洲長浜線などの主要地方道が各地を繋いでいます。また、大洲市と他地域を結ぶ四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、大洲道路などが整備され、広域的な交通の利便性が向上しています。
- ・鉄道はJR予讃線と内子線が通っており、また、路線バス、市内中心部を循環する100円巡回バス（ぐるりんおおず）などが走っています。
- ・CATV、ADSL回線などのブロードバンドインターネット環境の整備が進められています。
- ・富士山公園やふれ愛パーク、肱川緑地などの公園、緑地が整備されています。
- ・上水道は概ね整備されています。下水道は公共下水道及び農業集落排水施設の整備、並びに合併処理浄化槽の普及が進められています。

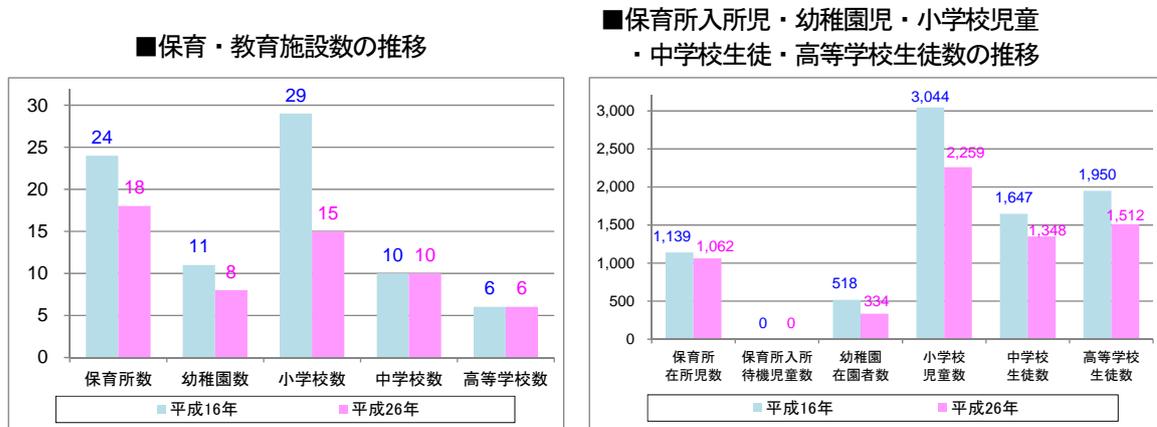
(8) 医療、保育・教育、高齢者福祉などの状況

- ・医療施設数の推移を見ると、全ての施設で減少傾向にあります。
- ・病床数を見ると、病院・一般診療所ともに病床数は減少しており、また、医師数は減少、歯科医師数は僅かに減少となっています。人口減少や医師・歯科医師の都市部集中など偏在の影響がうかがえます。



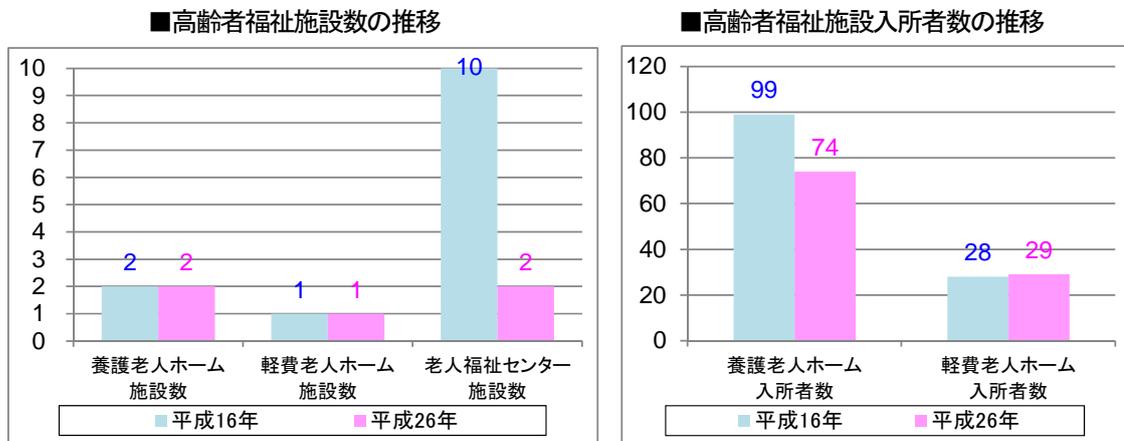
出典：厚生労働省「医療施設調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- ・保育・教育施設の推移を見ると、少子化に伴って保育所と小学校の減少が顕著です（平成28年4月現在：小学校13校）。各施設の児童・生徒数も同様に減少傾向が顕著です。なお、保育所入所待機児童数は0人が続いています。



出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」、総務省「統計でみる市区町村のすがた『教育』」

- ・高齢者福祉施設の推移を見ると、養護老人ホームの数に変化はありませんが、老人福祉センター施設の数は減少しています。施設入所者については、養護老人ホームの入所者が減少、軽費老人ホームの入所者数は微増となっています。



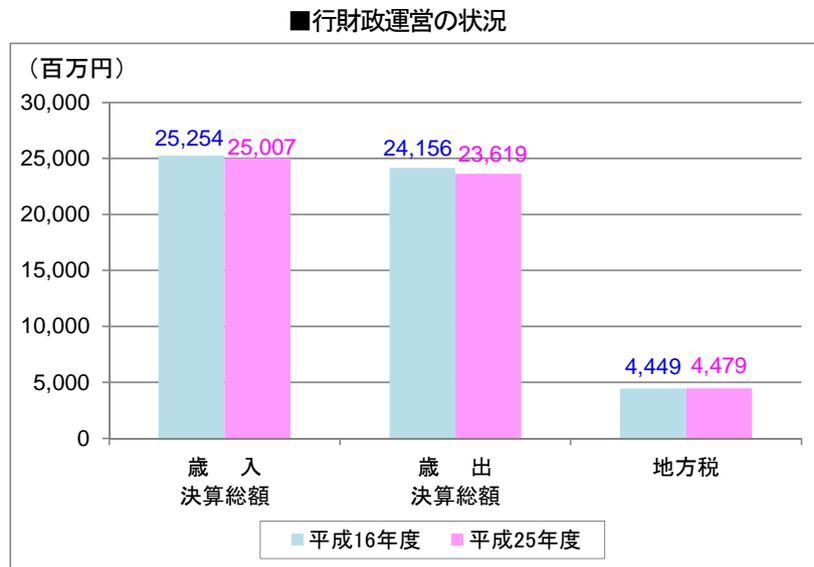
出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

※用語の定義は以下のとおりであり、社会福祉施設等調査による。

- ・養護老人ホーム：65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
- ・軽費老人ホーム：無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
- ・老人福祉センター：無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

(9) 行財政運営

- ・歳入額などについて、平成16年度と平成25年度を比較すると、歳入決算総額は2.5億円程度の減少となっていますが、歳出決算総額も5.4億円程度減少しています。



出典：総務省「地方財政統計年報」

(10) まとめ

- ・過去10年と比較し、広域幹線交通網の整備が進み、広域圏のネットワークが強固になりつつあると言えます。
- ・その一方で、総人口は「自然減」と「社会減」が続き、就業者数も減少しつつあり、医療・保育・教育施設なども減少傾向にあります。
- ・このような状況が続けば、将来的に本市の経済・社会に深刻な問題を生む恐れがあります。

- ・本市においても人口減少、少子高齢化が進んでおり、この課題克服に向けた取り組みが必要です。
- ・保育・教育施設の減少など、人口減少社会の影響が表れており、これに対応したまちづくりが必要です。
- ・土地利用についても、人口減少社会の到来を踏まえた都市づくりや「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」型の都市を目指す必要があります。
- ・今後は、基盤整備の充実を活かして、定住環境の向上に努めるとともに、移住・定住者の確保につなげていくといった展開が必要です。

4-2 市民の声

(1) アンケート調査の実施概要

- ・平成27年10月、一般市民、高校生、都市部住民を対象にアンケートを実施しました。
- ・主要な項目については、平成17年度実施の現行計画策定のためのアンケート（以下、前回調査）結果との比較を行いました。

■今回調査（H27）の概要

	一般市民	高校生	都市部住民※
配布数	2,500人	431人	100人
回収数	973票	431票	35票
回収率	38.9%	-	35.0%

■前回調査（H17）の概要

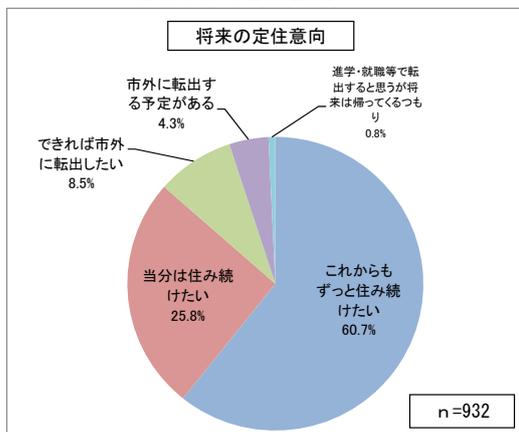
	一般市民
配布数	10,000人
回収数	4,528票
回収率	45.3%

※三大都市圏など在住の大洲市出身者

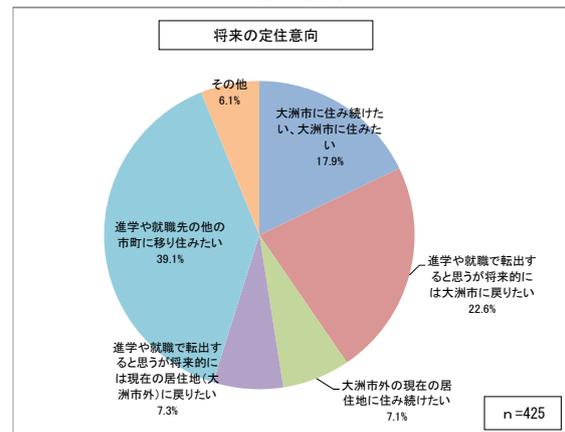
(2) 定住意向・暮らしやすさ

- ・今後も大洲市に暮らしたいという回答者は、一般市民では全体の約8割（これからもずっと住みたい60.7%+当分は住みたい25.8%=86.5%）、高校生では全体の約4割（大洲市に住みたい・住みたい17.9%+将来的には大洲市に戻りたい22.6%=40.5%）を占めています。
- ・また、都市部住民の75.8%が本市は暮らしやすいと評価しています。

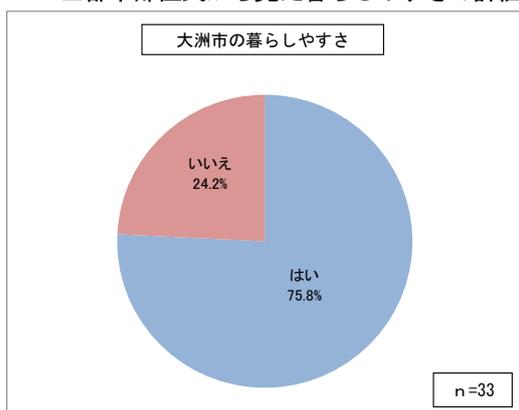
■一般市民の定住意向



■高校生の定住意向



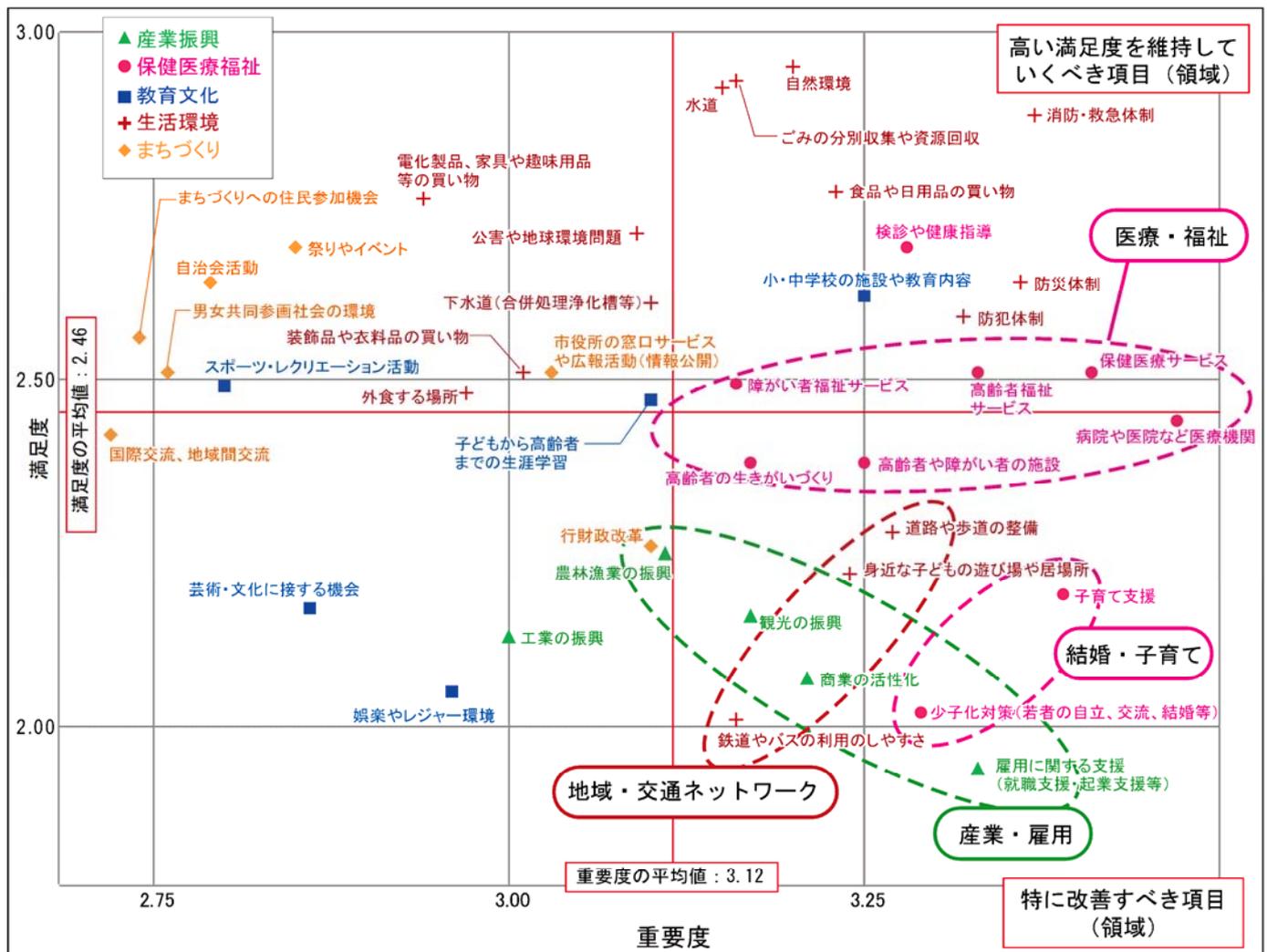
■都市部住民から見た暮らしやすさの評価



(3) まちづくりの方向性

- ・『まちづくりの方向性』として、『教育・文化』、『保健・医療・福祉』、『産業振興』、『生活環境』、『まちづくり』の5分野・計41の項目に関して、『現在の満足度』と『今後の重要度』を調査しました。
- ・満足度が全項目の平均値よりも高く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「高い満足度を維持していくべき項目」であり、満足度が全項目の平均値よりも低く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「特に改善すべき項目」と言えます。
- ・特に改善すべき項目として、「産業・雇用」「結婚・子育て」「医療・福祉」「地域・交通ネットワーク」に関するものが挙げられます。

■まちづくりの方向性（CS分析※・市民アンケート結果）



※各取組みについて、縦軸に「満足度」、横軸に「重要度」を配置

※顧客満足度調査のこと。市民を顧客と見立てて、各施策（項目）の顧客満足度を分析したもの

(4) 本市の各取組みに関する満足度評価

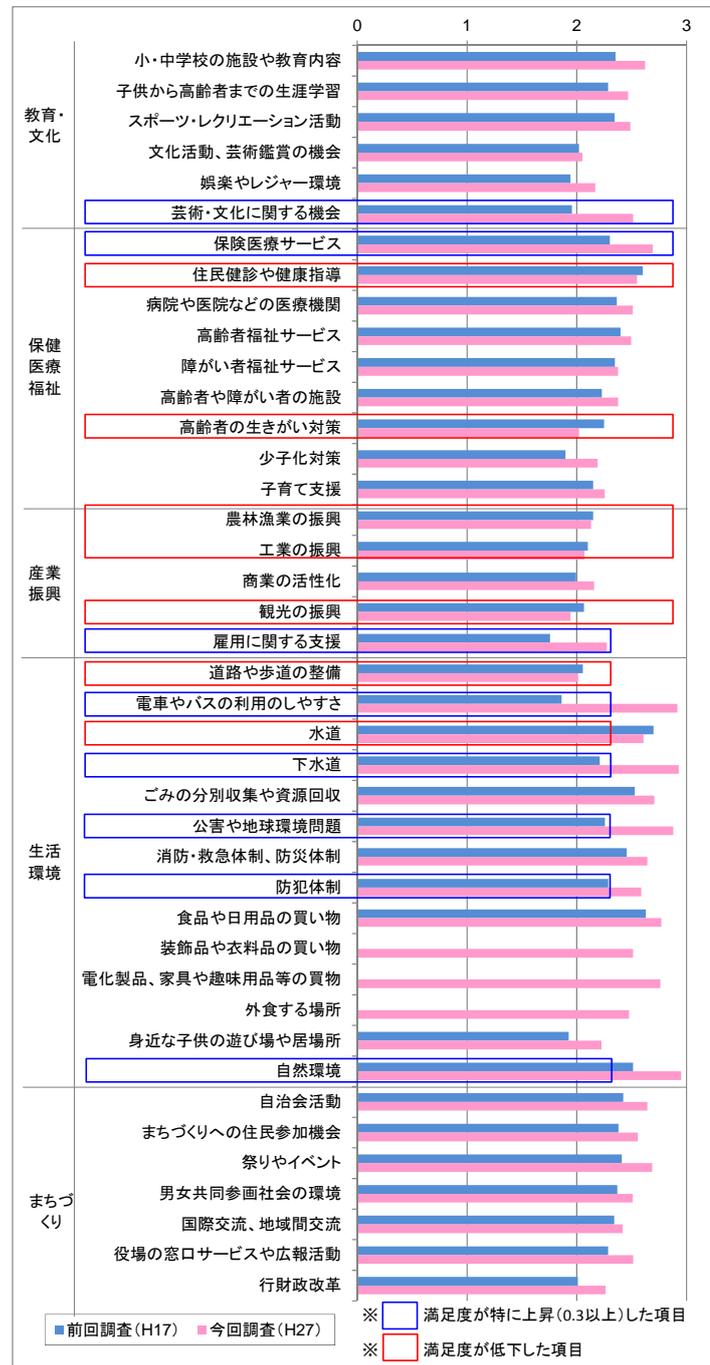
・各取組みの「満足度」について、前回調査と今回調査の比較を行い、満足度が特に上がった項目（0.3以上の向上）、満足度が下がった項目を抽出しました。

【満足度が特に上がった項目】

芸術・文化に関する機会	市民に向けた文化活動の効果がうかがえます
保健医療サービス	ひとり親家庭医療費助成等の充実の効果がうかがえます
雇用に関する支援	満足度は向上しましたが、依然として高くありません
電車やバスの利用のしやすさ	巡回バス(ぐるりんおおず)の充実などの効果がうかがえます
下水道、公害や地球環境問題、自然	『自然』に関する項目が高く評価されています
防犯体制	地区防犯協会の活動や身近な防犯の充実の効果がうかがえます

【満足度が下がった項目】

住民健診や健康指導、高齢者の生きがい対策	日頃からの健康づくり、高齢者の生きがいがづくりの充実が求められています
農林漁業の振興、工業の振興、観光の振興	産業全体の活性化が求められています
通路や歩道の整備、水道の整備	身近な交通安全対策の充実などが求められています



・満足度が上がった項目：31/41項目

・満足度が下がった項目：7/41項目（3項目は今回調査にて新たに設定）

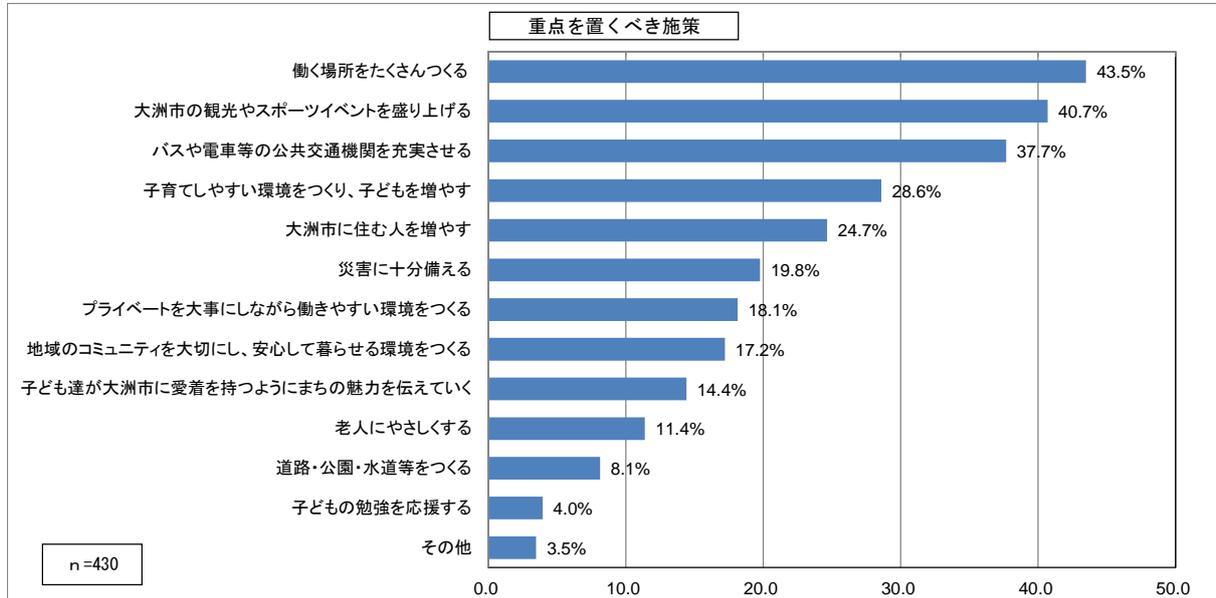
※評価項目および満足度の算出方法は前回調査と若干異なりますが、いずれの調査結果においても「不満」から「満足」までを1点～4点とし、この値から平均値を算出し、比較しました。

前回	満足=4点	普通=2.5点	(わからない=2.5点)	不満=1点
今回	満足=4点	やや満足=3点	やや不満=2点	不満=1点

(5) 高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと

- ・高校生からは、「働く場所をたくさんつくる」、「大洲市の観光やスポーツイベントを盛り上げる」、「バスや電車等の公共交通機関を充実させる」が重視されています。

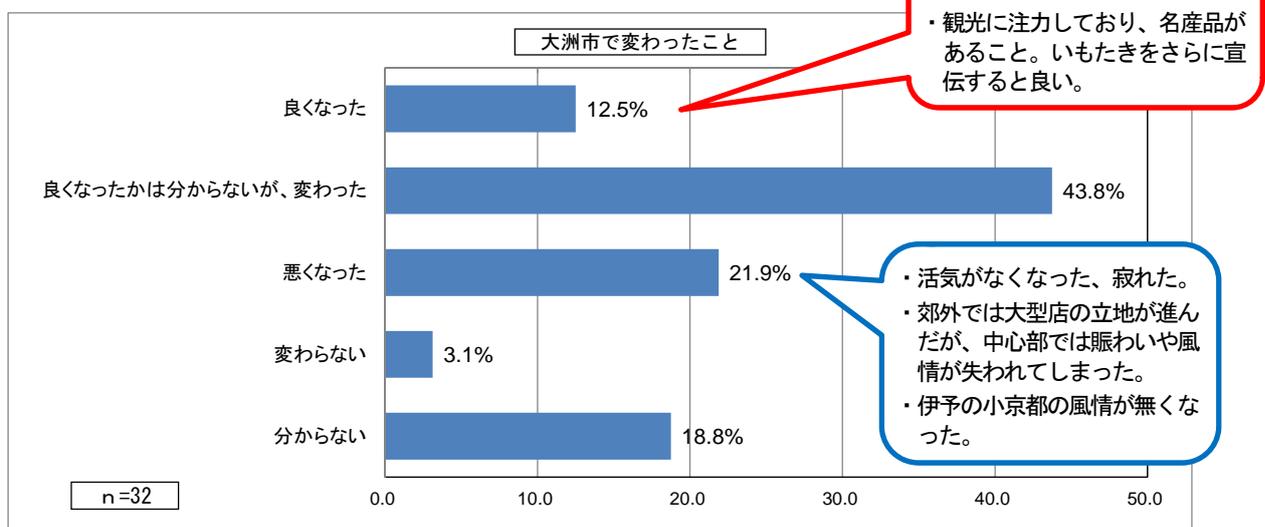
■高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと



(6) 都市部住民から見た大洲市で変わったこと

- ・「良くなったかは分からないが、変わった」が最も多くなっています。
- ・「良くなった」では、『道路整備による利便性の向上』などが評価されています。
- ・「悪くなった」では、『活気がなくなった』、『寂れた』、『郊外では大型店の立地が進んだが、中心部では賑わいや風情が失われてしまった』、『伊予の小京都の風情が無くなった』といった意見などが見られました。

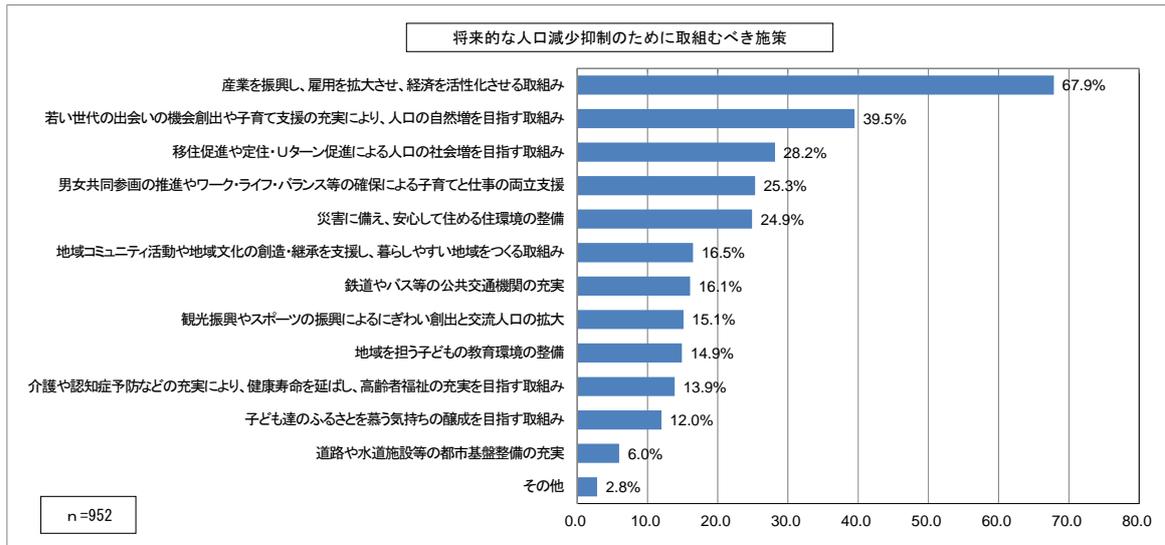
■都市部住民から見た大洲市で変わったこと



(7) 人口減少抑制のために取り組むべき施策

- ・本市の将来的な人口減少を抑制するために取り組むべき施策として「産業を振興し、雇用を拡大させ、経済を活性化させる取組み」が最も重視されています。続いて、「若い世代の出会いの機会創出や子育て支援の充実により、人口の自然増を目指す取組み」、「移住促進や定住・Uターン促進による人口の社会増を目指す取組み」が重視されています。

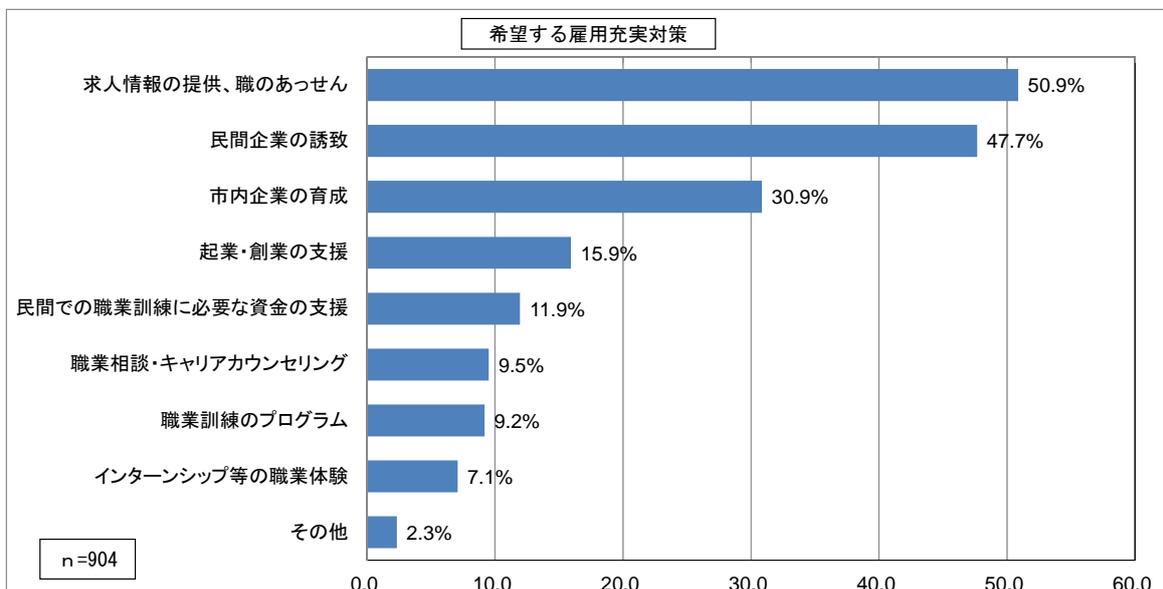
■将来的な人口減少を抑制し、活力ある地域社会を構築するために大洲市が取り組むべきこと



(8) 雇用対策

- ・本市の取組みのうち、特に改善すべき項目である「雇用」について、実施してほしい対策としては、「求人情報の提供、職のあっせん」や「民間企業の誘致」が多く望まれています。

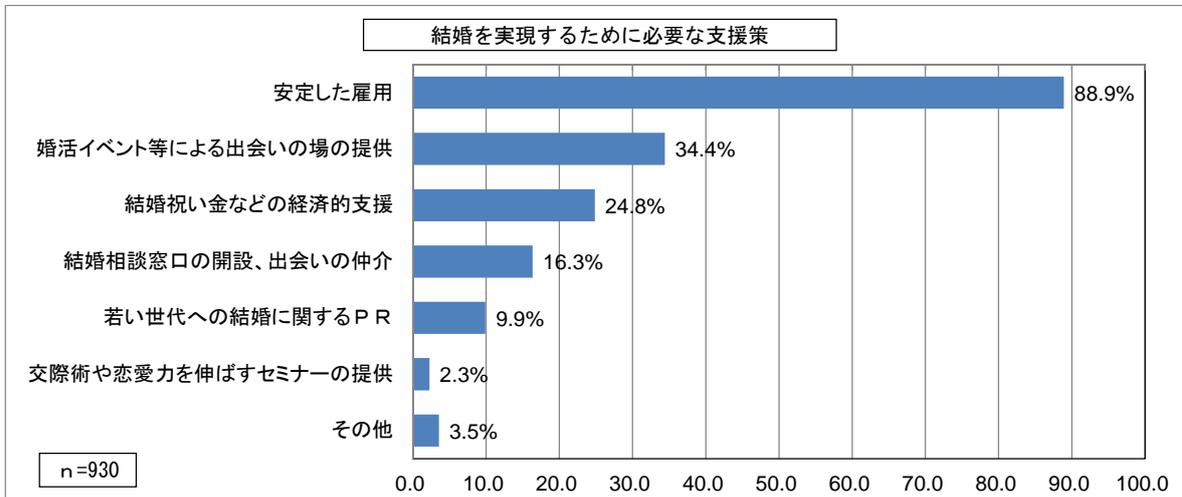
■重視する雇用対策



(9) 結婚支援

- ・結婚支援に必要な取組としては、「安定した雇用」が最も多く、次いで「婚活イベント等による出会いの場の提供」、「結婚祝い金などの経済的支援」が望まれています。

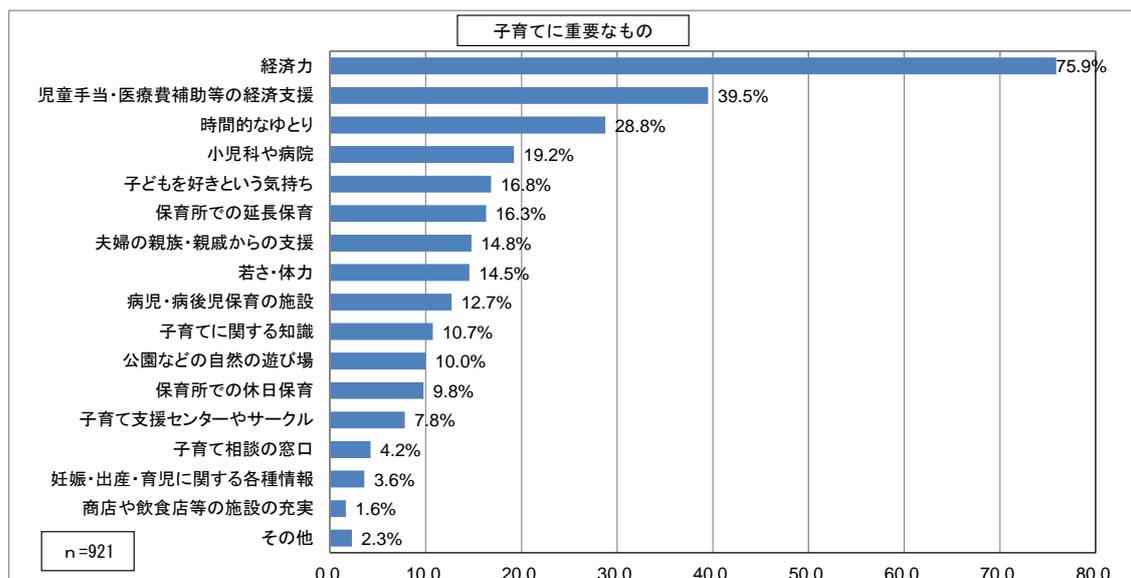
■結婚を実現するために必要な支援策



(10) 子育てに重要なもの

- ・子育てに重要なものとしては、「経済力」が最も多く、次いで「児童手当・医療費補助等の経済支援」、「時間的なゆとり」が多く挙げられています。
- ・本市の取組みのうち、特に改善すべき項目である「結婚・子育て」については、経済的な支援が重要視されていることが分かります。

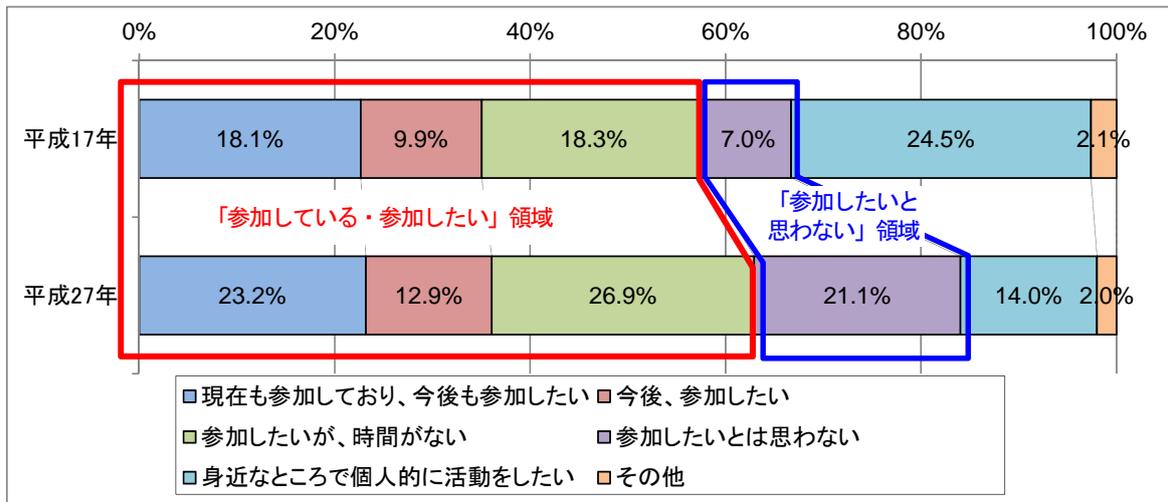
■子育てに重要なもの



(11) まちづくり活動への参加意欲

- ・まちづくり活動への参加意欲について、前回調査結果との比較を行いました。
- ・身近で個人的な活動への意欲は低下したものの、地域活動への参加意欲は高まっていると言えます。
- ・一方、「参加したいと思わない」が前回調査の7.0%から今回調査では21.1%まで増加しており、市民一人一人のまちづくりへの参加意欲を向上していくことが課題です。

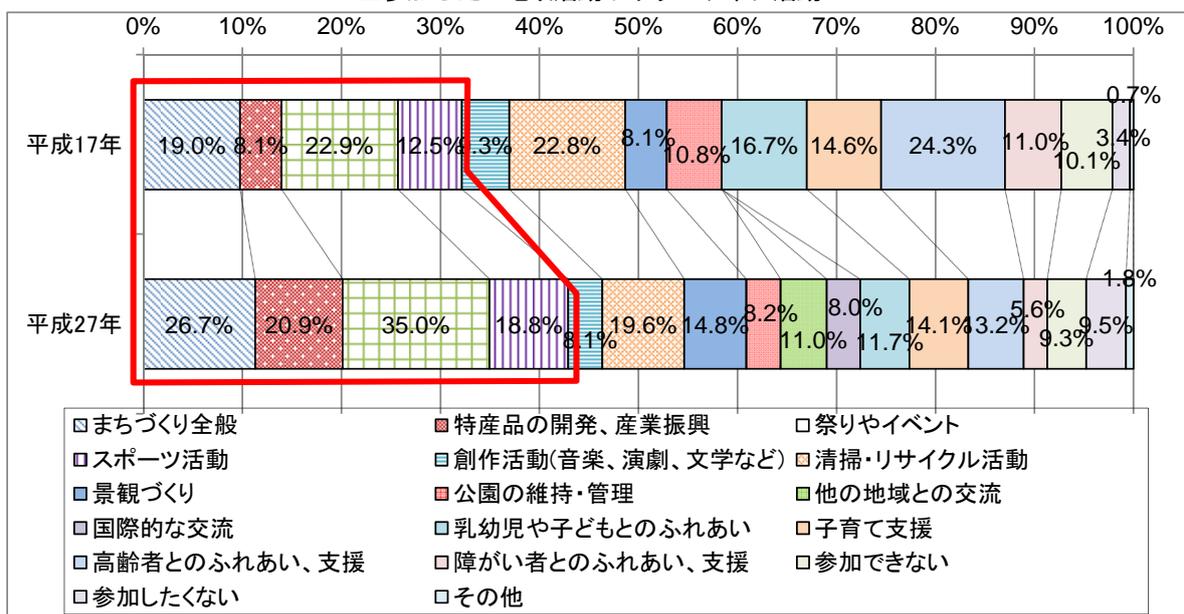
■まちづくり活動への参加意欲の比較



(12) 参加したい活動

- ・参加意欲のある地域活動について、前回調査結果との比較を行いました。
- ・地域活動のうち、「まちづくり全般」、「特産品の開発、産業振興」、「祭りやイベント」、「スポーツ活動」などに関わる活動への参加意欲が高まっています。

■参加したい地域活動やボランティア活動



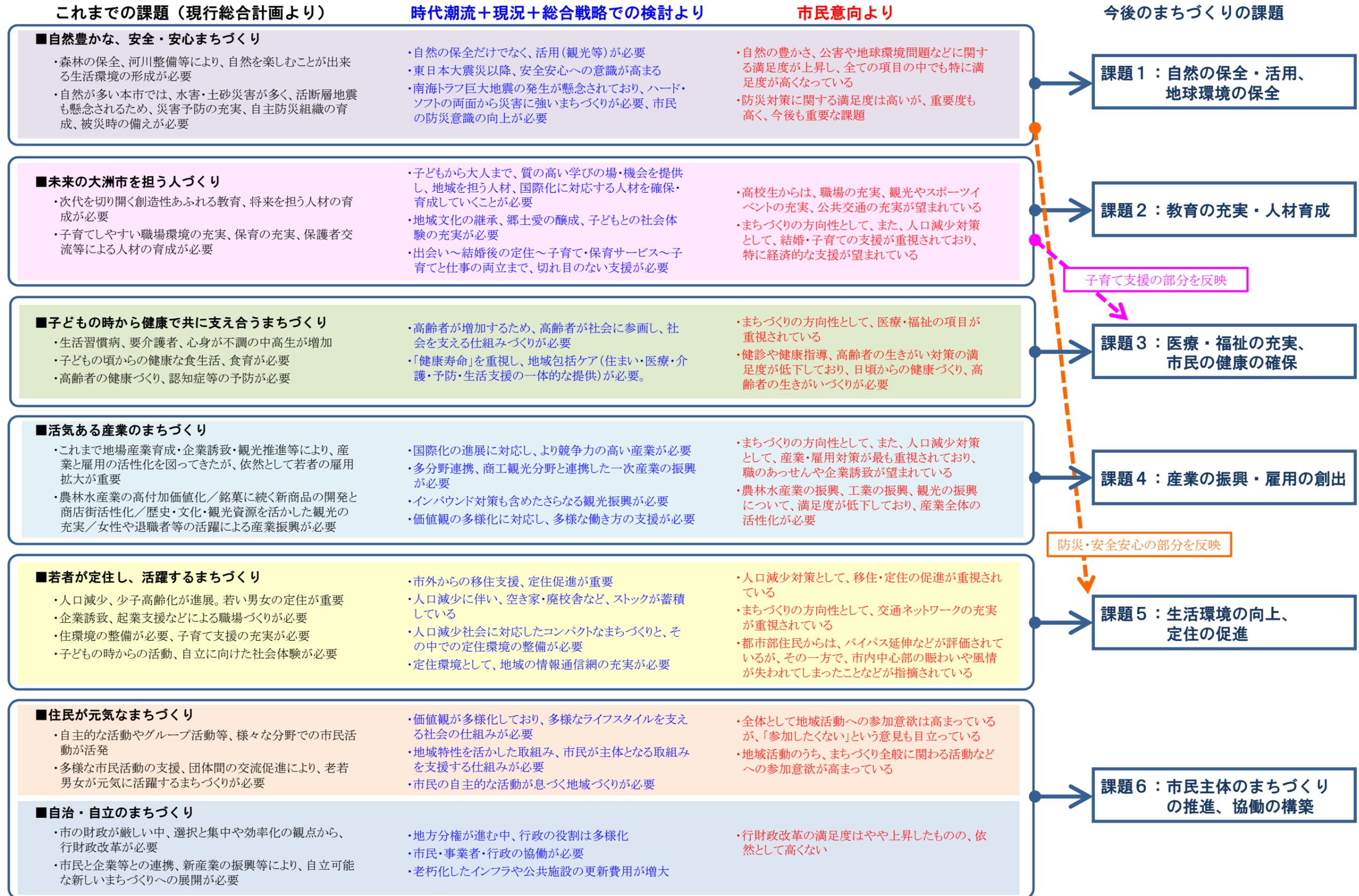
(13) まとめ

・市民意向を把握した結果から見てきたまちづくりの課題を以下に整理します。

- ・まちづくりの方向性として、「産業・雇用」「結婚・子育て」「医療・福祉」「地域・交通ネットワーク」に関するものが重視されています。
- ・自然の豊かさ、公害対策や地球環境問題対策など「自然」に関する満足度が上昇し、全ての項目の中でも特に満足度が高くなっています。
- ・健診や健康指導、高齢者の生きがい対策などの満足度が低下しています。日頃からの健康づくり、高齢者の生きがいづくりが必要です。
- ・高校生からは、職場の充実、観光やスポーツイベントの充実、公共交通の充実などが望まれています。
- ・都市部住民からは、バイパス延伸などが評価されていますが、一方で、市内中心部の賑わいや風情が失われてしまったことなどが指摘されています。
- ・人口減少対策として、産業・雇用対策が最も重視されています。次いで、結婚・子育ての支援、移住・定住の促進が重視されています。
- ・雇用対策としては、求人情報の提供や職のあっせん、民間企業の誘致が望まれています。また、農林水産業の振興、工業の振興、観光の振興について、満足度が低下しており、地域産業の活性化が必要です。
- ・結婚・子育ての支援としては、経済的な支援が重視されています。
- ・全体として地域活動への参加意欲は高まっていますが、「参加したくない」とする意見も目立ってきています。活動の種類としては、まちづくり全般に関わる活動や特産品開発に関する活動、祭りやイベントなどへの参加意欲が高まっています。

5 今後のまちづくりの課題

これまでのまちづくりの課題（現行の総合計画）、時代潮流、市民意向などを踏まえて、今後のまちづくりの課題を概観し、6つの課題に分類しました。



(1) 自然の保全・活用、地球環境の保全

本市は、市域の大部分を森林が占めており、肱川やその支流と周辺の田園、伊予灘の海岸など、豊かな自然に恵まれています。今後も、豊かな自然を守り・育て・活かしていくため、森林の保全や河川の整備、自然に親しむ場や機会の充実、観光分野と連携した自然の活用などに取組んでいくことが必要です。

また、これからも豊かな自然の中で健やかに暮らし続けるため、これまで以上に地球温暖化や環境衛生、公害など、様々な環境問題の対策に取り組んでいく必要があります。

(2) 教育の充実・人材育成

本市の将来を担う子どもたちを育てていくため、子ども一人一人に応じた教育の推進、本市の歴史・文化の継承と郷土愛の醸成、社会体験の機会の充実、芸術やスポーツを通じた心身の健全な育成などに取組んでいくことが必要です。

また、子どもから大人まで、誰もが生涯を通じて学ぶことができる場・機会を提供するとともに、様々な分野において地域を担う人材を確保・育成していくことが求められています。

(3) 医療・福祉の充実、市民の健康の確保

少子高齢化の進展に伴い高齢者が増加しています。高齢者になっても、だれもが健康で安心して暮らし続けることができるよう、生活習慣の改善や高齢者の寝たきり予防など、日頃からの健康づくりに取組むとともに、地域医療体制を充実することが必要です。その中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供による「地域包括ケアシステム」の構築が重要とされています。これとあわせて、高齢者や障がい者が生きがいをもって社会に参画する仕組みが求められています。

また、少子化の抑制に向けて、若い世代などの出会いから子育てまで切れ目の無い支援が必要です。

(4) 産業の振興・雇用の創出

働く場の不足による若者などの転出が多く、産業の振興と雇用の確保が大きな課題となっています。

本市における地域産業の活性化に向けて、高付加価値型の農林水産物の生産振興や企業誘致などによる商工業の振興、農林水産業と商工・観光業の連携など産業間の多分野連携による商品開発・ブランド開発、インバウンド対策※を含めた観光振興などに取組んでいく必要があります。

また、仕事と家庭の両立の実現など、多様なライフスタイルを支えるため、それぞれの働き方に応じた支援が必要です。

※インバウンド：「外から入ってくる旅行」の意味であり、海外からの訪日外国人旅行のこと。

(5) 生活環境の向上、定住の促進

人口減少・少子高齢化が進んでおり、人口減少社会に対応する都市のあり方として、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが重視されています。この考え方のもとで、市街地・集落、道路・公共交通、公園・上下水道などの住環境を整備するとともに、市外からの移住・定住を促進し、若者をはじめとした定住人口を増加させていくことが大きな課題となっています。

また、本市は地形的な特性から水害や土砂災害の危険性が高く、近年では南海トラフ巨大地震による沿岸部の被害も懸念されています。安全・安心な生活環境を確保するため、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策が必要です。

(6) 市民主体のまちづくりの推進、協働の構築

市民の地域活動への参加意欲が高まっている中、市民活動の多様な支援、団体や活動の種類を超えた交流・連携などを促進することにより、市民の自主的な活動が息づく地域づくりが必要です。

また、行政は、老朽化した公共施設などの適正化や選択と集中による事務事業の見直し、効率化など、計画的な行財政運営と積極的な行財政改革を推進するとともに、市民と事業者との連携による産業振興や雇用創造などに取組む必要があります。そして、市民・事業者・行政の協働により、自立したまちづくりにつなげていくことが求められています。

その2 基本構想

1 まちづくりの基本理念

現行の総合計画において、本市は「人きらめく」、「知行創造」、「協働」の3つの基本理念を掲げ、まちづくりに取り組んできました。

本市の掲げるまちづくりの理念は、これからも大きく変わらない不変的なものです。しかし、これまでも増して目まぐるしく変わる社会状況・時代潮流を踏まえて、現在の理念を基本として、新たな基本理念を掲げます。

■まちづくりの基本理念（案）



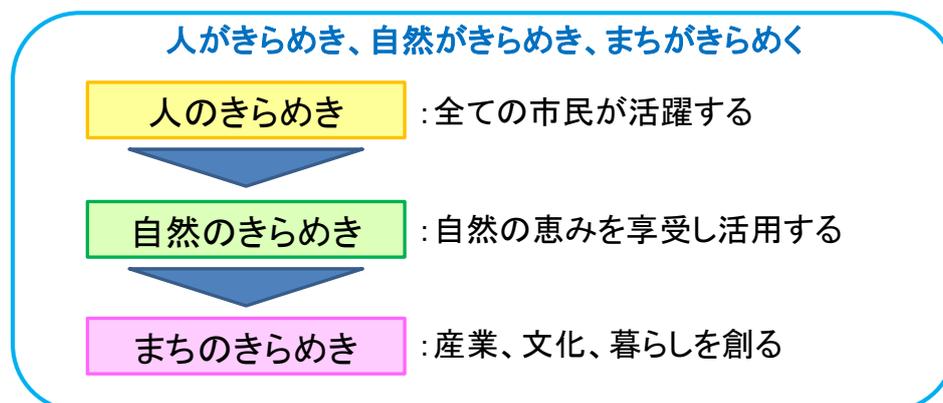
※知行創造：知識と行動から、創造を生み出す

(1) 人・自然・まちきらめく

国際化の進展、社会の成熟化・価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進行、高度情報化の進展、安全・安心への意識の高まり、国と地方の財政危機など、本市はこれまでに無い大きな転換期を迎えています。

このような転換期にあって、本市がこれまで培ってきたものを受け継ぎながら、子どもから高齢者まで、全ての人がきらめき（活躍し）、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちの輝きを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。

■「人・自然・まちきらめく」イメージ



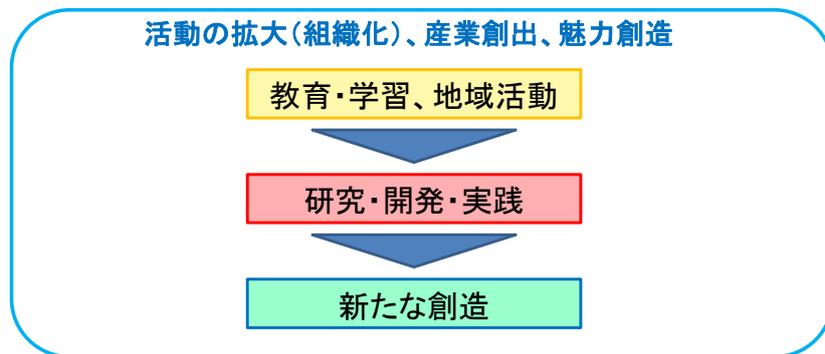
(2) 知行創造

本市はこれまで「日本陽明学の祖・中江藤樹^{※1}」が重んじた「知行合一^{※2}」の教えを受け継ぎ、知識と実践の合一を重視する実学先進のまちとして歩んできました。

今後も、「知行合一」の実学の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯を通して学び・成長することにより、人口減少の抑制、新たな産業の創出、子育て環境の充実、安全・安心の確保など、まちづくりの課題解決を図っていきます。

そのために、子どもから大人までの多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」（知識と行動から創造する）のまちづくりを目指します。

■「知行創造」イメージ



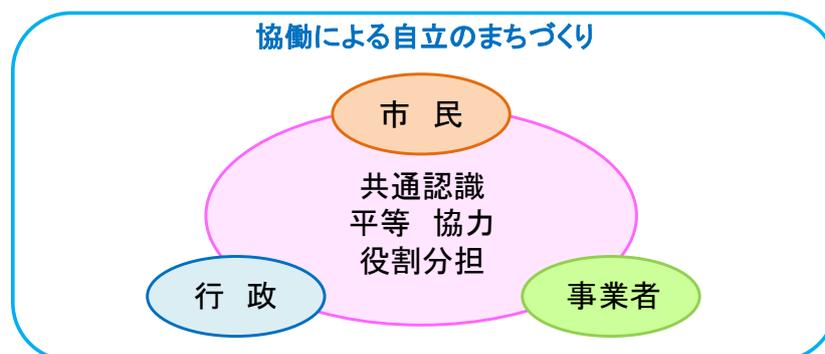
^{なかえとうじゅ}
※中江藤樹：近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。

^{ちこうごういつ}
※知行合一：陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え

(3) 自立と協働

地方分権により国から地方への権限移譲が進められており、地方分権がまさに実行段階を迎えた現代において、自立したまちづくりを進めるためには、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組みが不可欠です。みんなが「市民総参加」の意識を持ち、地域の課題や目標を共通認識にできるように努め、協働により自立したまちづくりを目指します。

■「自立と協働」イメージ



2 将来像

2-1 キャッチフレーズ

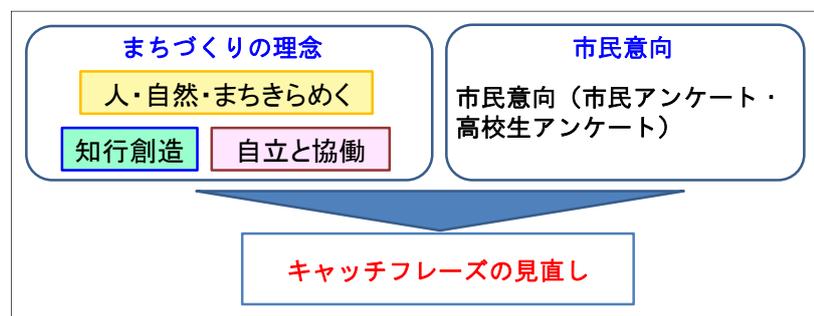
(1) キャッチフレーズの見直し

現行の総合計画では、以下のキャッチフレーズを掲げています。



新たに設定したまちづくりの理念を受けて、市民意向を踏まえてキャッチフレーズの見直しを行います。

■キャッチフレーズの見直しフロー

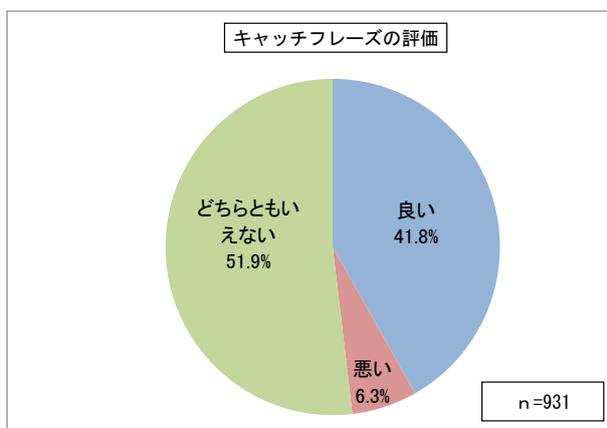


(2) アンケート結果を受けての検討

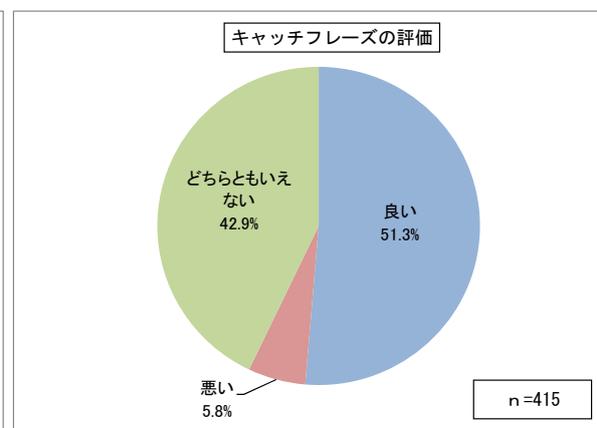
現在のキャッチフレーズを「良い」とする意見が、一般市民では41.8%、高校生では51.3%ありました。また、「悪い」とする意見は、それぞれ6.3%、5.8%でした。

「キャッチフレーズに対する自由意見」では、現在のキャッチフレーズが長い（主にサブフレーズ）、分かりにくい、といった意見も見られました。

■キャッチフレーズの評価（一般市民）



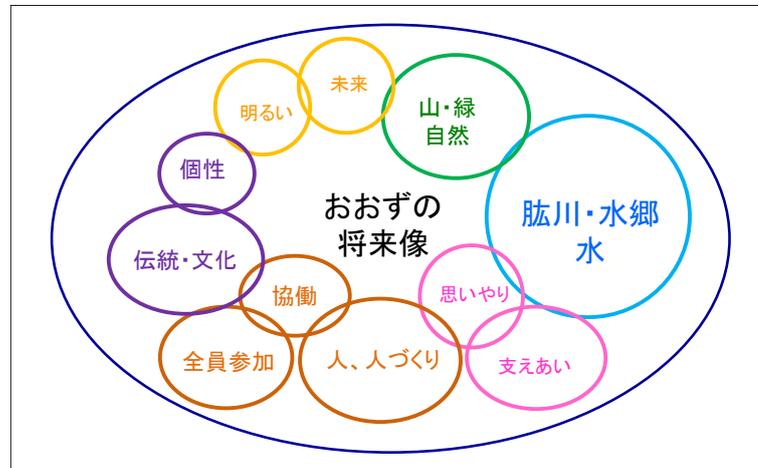
■キャッチフレーズの評価（高校生）



新たな理念や市民意向を踏まえた上で、キャッチフレーズ（将来像）を見直します。

市民アンケート、高校生アンケートの「キャッチフレーズに関する自由意見」から、本市のキャッチフレーズ（将来像）に向けたキーワードを抽出すると、下図のように分類できます。

■キャッチフレーズに向けたキーワード



※円の大きさは、意見の多さを示す。

(3) 新たなキャッチフレーズ（案）

以上を踏まえて、H27年度の大洲市総合計画審議会やH28年度の大洲市総合計画策定部会・委員会、総合計画策定に関する市長ヒアリングなどにて、キャッチフレーズを検討したところ、以下の意見が挙げられました。

【H27年度（第4回）大洲市総合計画審議会での意見】

○メインフレーズは「きらめくおおず」とする。

○サブフレーズは、以下の意見が挙げられた。

- ・「肱川」は大洲市民のアイデンティティであるので、これを残してほしい。
- ・「みんなでつくる」や、「みんなでつくろう肱川流域都市」が良い。
- ・「個性輝く肱川流域都市」が良い。
- ・大洲市は「伊予の小京都」と称されるので、これまでの歴史・文化を感じる言葉が良い。
- ・サブフレーズに様々な意見があるので、「肱川とともに…」程度の表現でも良いのではないかと。

【H28年度（第1回）大洲市総合計画策定部会・委員会、市長ヒアリングでの意見】

○サブフレーズについて、以下の意見が挙げられた。

- ・「肱川」は、残す必要がある。
- ・インパクトに欠けるフレーズは好ましくないのではないか。
- ・現在は「肱川流域都市」という言葉を使用しているが、大洲市は「都市 (urban city)」と言うよりも、「いなか町 (country city)」ではないかと。

以上を踏まえ、新しいキャッチフレーズを提案します。

<p>現在の キャッチフレーズ</p>	<p>・きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～</p>
<p>新しい キャッチフレーズ (案)</p>	<p>・きらめくおおず ～ともにつくる肱川流域のまちづくり～ ・きらめくおおず ～個性輝く肱川流域のまちづくり～ ・きらめくおおず ～みんなのふるさと肱川のまち～ ・きらめくおおず ～肱川流域のふるさと創造～ ・きらめくおおず ～未来へつなぐ肱川からはじまるまちづくり～</p>

2-2 人口の目標

(1) 将来人口の予測

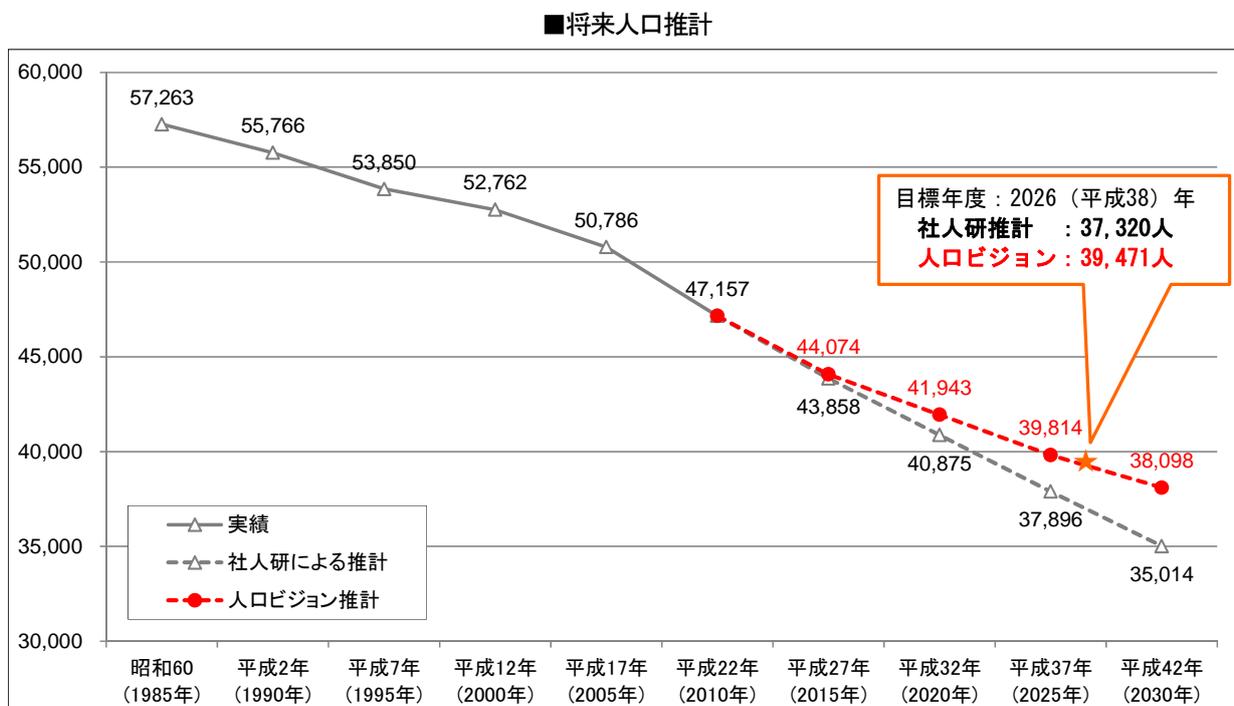
本市の人口は、昭和30年頃には60,000人を超えていたものの、平成22(2010)年には47,157人まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)の推計をもとに本計画の目標期間である平成38(2026)年の人口を予測すると、37,320人にまで減少すると予測されています。

(2) 目標人口

このような人口減少傾向の中、本市においても、人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

市民の定住の希望をかなえ、本市への人の流れを確保するため、「総合戦略」及び「基本計画」などに掲げる各種施策(雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備など)を展開し、四国西南地域の中核都市を目指すことで、平成38(2026)年の目標人口を「40,000人」と設定します。

目標人口 平成38(2026)年 “40,000人”



※大洲市人口ビジョンを基に作成。人口ビジョンでは、平成72(2060)年までの人口推計を行い平成72(2060)年の目標人口を掲げている。

2-3 土地利用基本構想

(1) 土地利用の理念

土地は、生活および生産などの基盤となる全市民共通の財産です。総合的な土地利用に向けて、関係法令や上位関連計画との整合を図りながら、以下に掲げる3点を基本理念として掲げます。

土地利用の理念	①肱川をはじめとした自然との共生 ②文化的生活を営むための拠点の形成 ③人口減少に対応するコンパクトな都市づくり
---------	--

(2) 土地利用の基本方針

土地利用を「ゾーン」と「地域拠点」、「軸」に区分し、それぞれの方針を示します。

①ゾーン

地勢的特徴や土地利用現況から4つのゾーンを設定し、めりはりのある土地利用を図ります。

	対象	方針
森林ゾーン	平地の外延部から山間部に至るまとまった耕地の少ない地域	木材生産機能及び水源涵養機能の維持・増進を図るとともに、本市の特産品である「乾たけのこ」や「乾しいたけ」の生産の場として、また、動植物の生息環境として、適切な保全に努めます。 また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。
河川・湖沼・海岸ゾーン	肱川・河辺川とその支流、伊予灘及び沿岸部などの水辺	肱川、河辺川、鹿野川湖や伊予灘などの水辺における環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。 また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域活性化など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりにつなげていきます。
集落・農地ゾーン	既存集落及びまとまりのある農地とその周辺	農業を活用した観光振興、農村景観の保全と活用などを図るとともに、農村集落での住環境整備に努めます。 また、優良農地の保全を図り、米や野菜、果樹、畜産などの生産の維持・振興に努めます。
市街地ゾーン	都市計画用途地域を中心とした既存市街地とその周辺	人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地・商業地・工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。 住宅地では、適正な建築制限と基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。 商業地では、地域特性に応じた商業機能の誘致、既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力向上を図ります。 長浜地域の臨海工業団地及び東大洲の企業用地については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進します。

②地域拠点

市役所及び各支所の周辺を地域拠点と位置付け、市民の生活を支える拠点の構築を図ります。

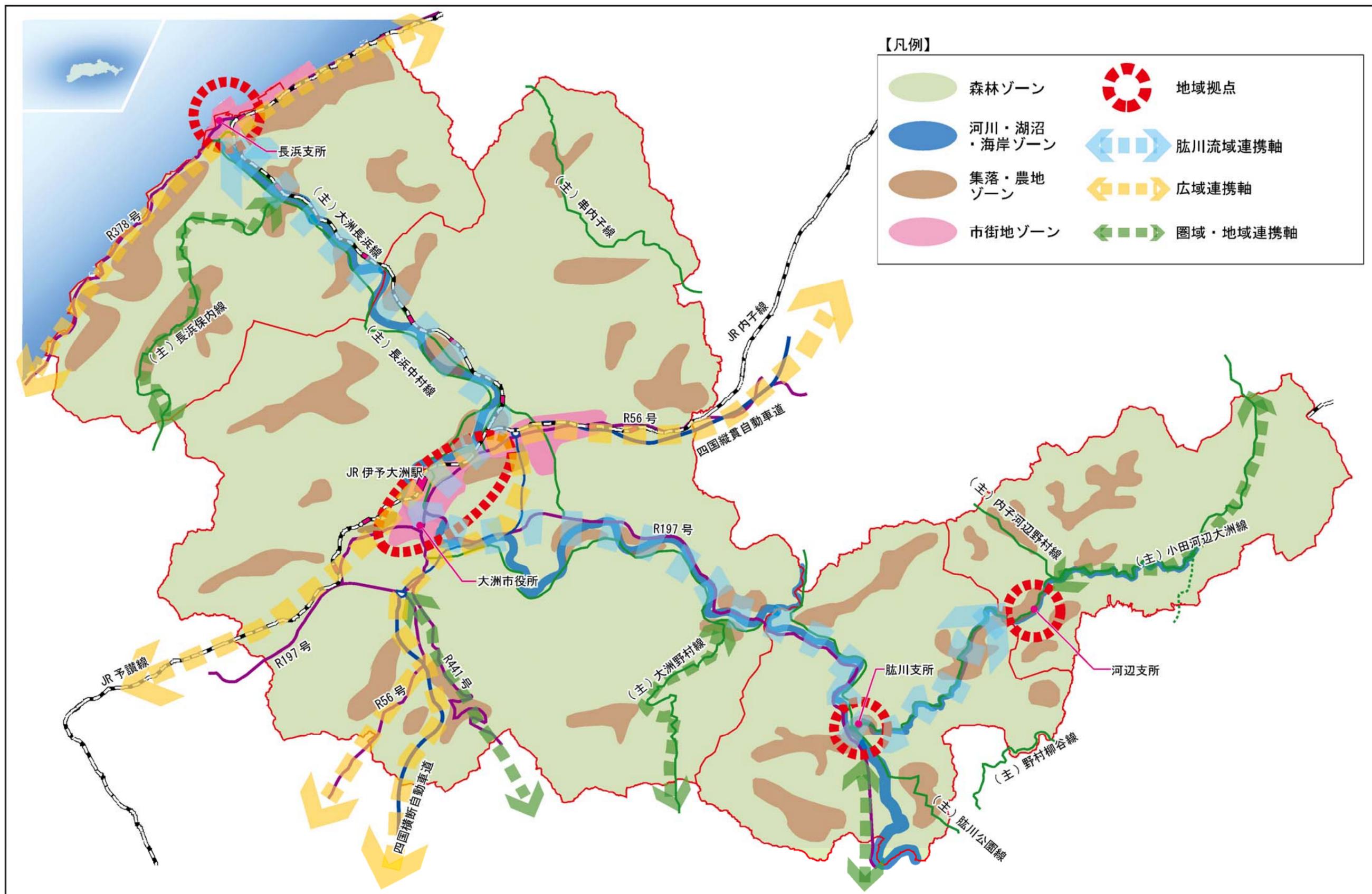
大洲地域	<p>本市の中心として、生産・商業・流通・住環境などの機能強化に努めるとともに、防災機能の強化を図り、四国西南地域の玄関口としてふさわしい市街地の形成を目指します。</p> <p>また、歴史的町並みが残る肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能と観光機能の充実、町並みの保存と活用、商店街の活性化などを重点的に推進します。</p>
長浜地域	<p>長浜支所を中心に、行政・文化機能や福祉施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図るとともに、商店街や身近な商業の維持対策に努めます。</p> <p>また、長浜港を中心とする地域については、港湾施設の整備・活用を進めるとともに、海の流通拠点化と都市機能の強化を推進します。</p>
肱川地域	<p>肱川支所を中心に、行政・文化機能や福祉施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図るとともに、道の駅の活性化と商店街の維持対策に努めます。</p> <p>また、鹿野川ダムの機能強化と維持管理、山鳥坂ダムの整備を進めるとともに、ダム周辺における地域活性化策を推進します。</p>
河辺地域	<p>河辺支所を中心に、行政・文化機能や福祉施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図ります。</p> <p>また、河辺ふるさとの宿及び周辺施設の利用促進と都市住民に提供できる特産品の開発など地域活性化を推進します。</p>

③軸

主要幹線道路や鉄道、河川を軸と位置付け、本市と他市町との連携及び地域間での連携強化を図ります。

	対象	方針
肱川流域連携軸	<p>肱川、J R予讃線、国道 197 号、(主)大洲長浜線、(主)長浜中村線、(主)小田河辺大洲線</p>	<p>肱川に沿った4つの地域拠点を結ぶ連携軸として、地域間の連携強化を図ります。</p>
広域連携軸	<p>四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、J R予讃線、J R内子線、国道 56 号、国道 378 号</p>	<p>広域交通の骨格となる連携軸として、県内外との連携強化を図ります。</p>
圏域・地域連携軸	<p>その他の主要な道路</p>	<p>圏域及び地域交通の骨格となる連携軸として、周辺市町との連携及び市内各地域との連携強化を図ります。</p>

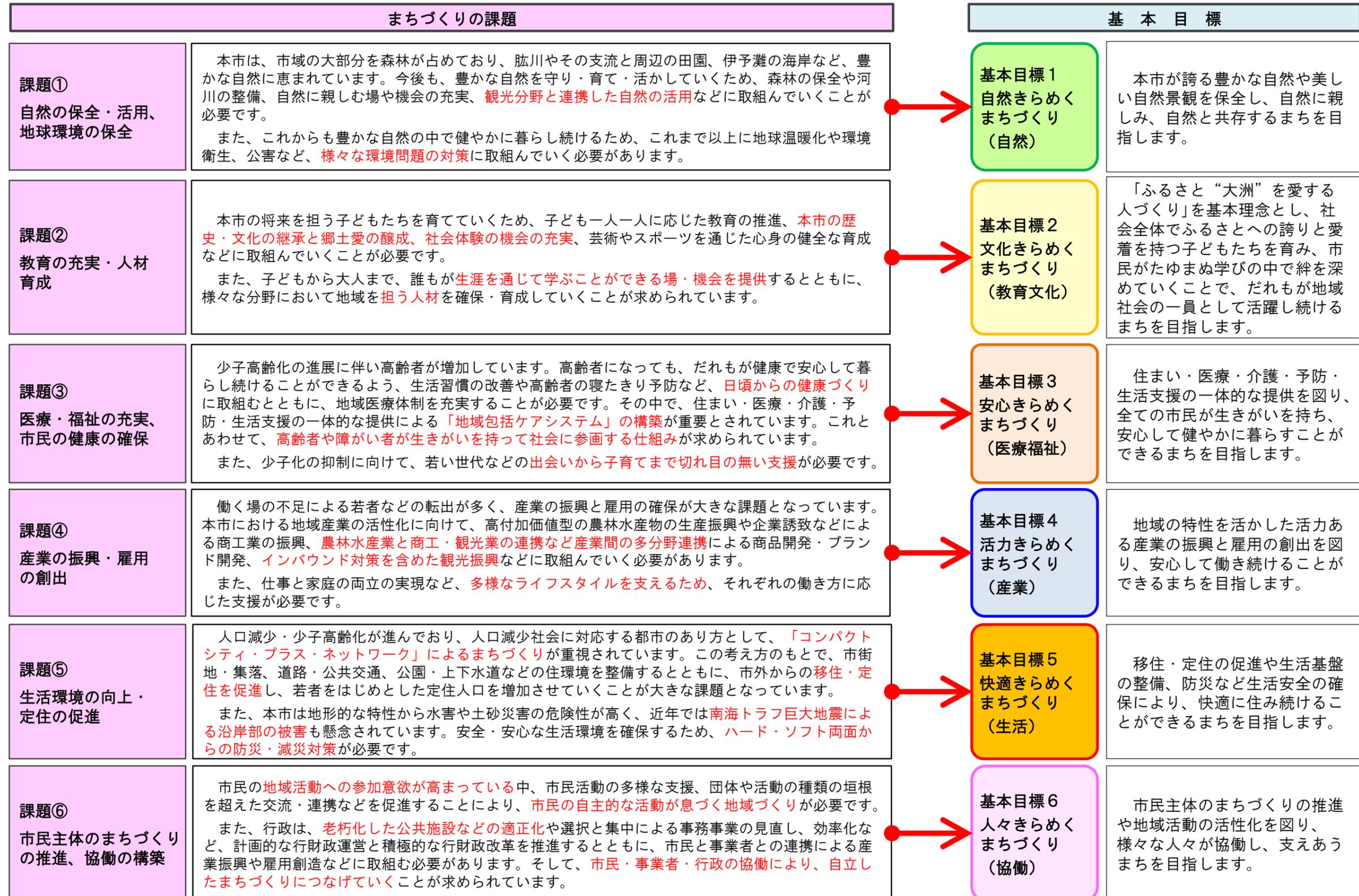
■土地利用構想図（案）



3 基本目標と施策の大綱

3-1 基本目標の見直し

- ・序論で整理した、**まちづくりの課題**を再掲しています。
- ・まちづくりの課題を解決するため、**基本目標**を定めました。(まちづくりの理念・将来像、他市の総合計画などの構成や本市総合戦略の構成を参考)



基本目標・施策の大綱・施策 見直しのポイント

第1次総合計画

基本目標	大綱	施策	概要	
1 自然きらめくまちづくり(自然)	1 自然の保全・活用	(1) 自然環境・景観の保全	自然保護に関する意識高揚、自然を生かした地区の形成	
		(2) 自然環境の活用	自然を体験できるイベント、機会、レクリエーション機能の充実	
2 文化きらめくまちづくり(文化)	1 学校教育・社会教育の充実	(1) 地球環境の保全	環境教育の推進、循環型社会への取組み、省エネ・新エネルギー活用等	
		(1) 就学前教育の充実	就学前教育の充実、子育て家庭等への支援、幼児教育内容の充実	
		(2) 学校教育の充実	子どもの様々な体験、食育、情報化・国際化に対応した学校教育の充実	
	2 文化・スポーツの振興	(3) 社会教育の充実	生涯学習の推進体制・拠点施設の整備	
		(1) 文化・芸術の振興	芸術・文化に親しむ拠点施設の整備、文化資源・観光と連携した取組み	
		(2) スポーツ活動の推進	スポーツイベントの開催、体育施設の充実	
3 安心きらめくまちづくり(福祉・医療)	1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進	各種健診・健康相談体制等の充実、健康づくりに対する市民活動の促進	
		(2) 地域医療体制の充実	質の高い医療サービスの提供、休日・夜間の救急医療体制の強化	
		2 福祉の充実	(1) 地域福祉の充実	地域福祉活動の促進、ユニバーサルデザインのまちづくり
			(2) 次世代育成支援の充実	若者の雇用の場の拡大、保育サービスや支援体制の充実
	(3) 障がい者福祉の充実		障がい者福祉施設の整備拡充、障害児教育の充実、相談体制・交流機会の充実	
	(4) 高齢者福祉の充実		老人クラブ等による高齢者の社会参加・交流の充実、在宅福祉サービス充実	
	3 社会保障の充実	(5) 母子・低所得者福祉などの充実	母子・父子家庭への支援、低所得者に対する生活保護の運用、相談の充実	
		(1) 国民年金制度の安定化	国民年金制度に関する情報提供・相談、対象者の加入・納付の推進	
		(2) 医療保険制度の安定化	生活習慣病予防の強化、検診の受診率向上、介護予防サービスの充実	
		4 活いきらめくまちづくり(産業)	1 第1・2次産業の振興	(1) 農業の振興
	(2) 林業の振興			林地の無秩序な開発の抑制、水源かん養機能の維持・確保、木材の需要拡大推進
	(3) 水産業の振興			漁港施設の整備、漁業経営の安定化、
(4) 工業の振興	地場産業への支援充実、大洲拠点地区等の企業誘致			
2 商業・観光の振興	(1) 商業・サービス業の振興	地域ブランド開発・販売、食の魅力づくり、道の駅・まちの駅の充実		
	(2) 観光の振興	観光ルートの確立、観光情報の提供、観光ネットワークづくり		
3 雇用の創造	(1) 雇用の確保・創造	起業支援、地域工房の育成、小中学生への職業体験による職業意識の高揚		
	1 地域基盤の整備	(1) 市街地・集落の整備	中心市街地の整備、大洲拠点地区・長浜港内港部の開発、若者定住対策	
(2) 道路網・港湾の整備		広域交通網・地域間幹線道路等の整備		
(3) 公共交通網の整備		陸上・海上交通の維持・確保、高速通信網の整備		
(4) 情報網の整備		大洲市地域イントラネットの高度利用		
2 生活環境の整備	(1) 町並み・住宅の整備	歴史的町並みの保全、空き家の有効活用、高齢者や障がい者に配慮した住宅づくり		
	(2) 公園・河川・海岸の整備	公園の整備・充実、公共・公益施設の緑化、ダム建設・改修による防災性向上		
	(3) 上下水道の整備	上下水道の整備		
	(4) 環境保全・衛生の推進	ゴミの減量化・再利用等による環境保全・衛生の促進		
3 生活安全の確保	(1) 消防・救急・防災体制の充実	常備消防・消防団の維持、緊急医療体制の整備、大規模災害時の体制構築		
	(2) 交通安全と防犯意識の高揚	防犯教育・広報による意識高揚、悪質商法被害への情報提供・相談体制整備		
6 人々きらめくまちづくり(協働)	1 市民参画の促進	(1) 市民活動の活性化	行政情報の公開、各種計画立案への市民参画などによる市民活動の活性化	
		(2) 男女共同参画の推進	男女の均等な雇用機会・待遇の確保などによる男女共同参画の推進	
		(3) 人権尊重のまちづくり	人権教育・人権啓発活動等の推進	
		(4) スポーツを活用したまちづくり	スポーツの試合等を通じた本市PR、国体等の誘致に向けた施設等の整備	
	2 交流の促進	(1) 地域間交流の促進	スポーツ・祭り等の充実による地域間交流の促進	
		(2) 国際交流の促進	国際交流活動の展開、在住外国人・観光客に配慮した多文化共生のまちづくり	
	3 行財政の健全化	(1) 計画的な行財政運営の推進	計画的な行財政運営の推進	
		(2) 積極的な行財政改革の推進	大洲市行政改革大綱・大洲市集中改革プランに基づいた積極的な行政改革の推進	

第2次総合計画(案)

基本目標	大綱	施策
1 自然きらめくまちづくり(自然)	1-1 自然の保全と活用	(1) 自然の保全と活用(自然環境・景観の保全+自然環境の活用)
	1-2 地球環境の保全と環境衛生の推進	(2) 地球環境の保全 (3) 環境保全・衛生の推進(快適部分からの移動)
2 文化きらめくまちづくり(教育文化)	2-1 教育の振興	(4) 就学前教育の充実
		(5) 学校教育の充実
		(6) 社会教育の充実
	2-2 文化・芸術・スポーツの振興	(7) 文化・芸術・スポーツの振興(スポーツ活用の追加)
3 安心きらめくまちづくり(福祉・医療)	3-1 保健・医療の充実	(8) 健康づくりの推進 (9) 地域医療体制の充実(社会保障の充実の追加)
	3-2 福祉の充実	(10) 地域福祉の充実(低所得者福祉の追加)
		(11) 子育て支援の充実(次世代育成に母子福祉の追加)
		(12) 障がい者福祉の充実
		(13) 高齢者福祉の充実(社会保障の充実の追加)
4 活いきらめくまちづくり(産業)	4-1 農林水産業の振興	(14) 農業の振興 (15) 林業の振興 (16) 水産業の振興
	4-2 商工業の振興	(17) 商工業の振興(商業・工業・雇用の確保の統合)
	4-3 観光の振興	(18) 観光の振興
5 快適きらめくまちづくり(生活)	5-1 生活環境の整備	(19) 市街地・集落の整備(町並みの追加・コンパクトシティを想定) (20) 交通・情報基盤の整備(道路・港湾・公共交通・情報網を統合) (21) 定住環境の整備(住宅・公園・河川・海岸、上水道、下水道、斎場管理)
	5-2 生活安全の確保	(22) 生活安全の確保(消防・救急・防災体制、交通安全と防犯を統合)
6 人々きらめくまちづくり(協働)	6-1 市民参加・交流の促進	(23) 協働のまちづくり(市民活動の活性化+地域間交流) (24) 人権尊重のまちづくり(男女共同参画の追加) (25) 国内交流・国際交流の推進(国内交流・国際交流、市町村連携)
	6-2 行財政の健全化	(26) 行財政の健全化(行財政運営+行財政改革)

※前回会議では「就学前教育」と「学校教育」を統合した案を示していましたが、再度見直し、統合しないこととしました。



- : 移動した施策(別の基本目標へ移動)
- : 2つの施策を統合して1つの施策としたもの
- : 別の施策へ編入又は削除した施策

3-3 基本目標と施策の大綱

基本目標1 自然きらめくまちづくり

本市が誇る豊かな自然や美しい自然景観を保全し、自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。

施策の大綱1-1 自然の保全と活用

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全を図るとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化、美しい自然景観の魅力の向上に努めます。

また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を充実していきます。

これらの取組みを通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚を図るとともに、自然の魅力を通じた郷土愛の醸成を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
自然の保全と活用	1 自然の保全と活用	①自然の保全と自然景観の魅力向上
		②肱川の清流保全と水辺環境の保全
		③自然とふれあう場や機会づくり

施策の大綱1-2 地球環境の保全と環境衛生の推進

行政が率先して省エネルギー化の推進や自然エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、低炭素社会の形成を目指します。

また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動が地球環境の保全につながるという考え方に立って、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施し、市民や事業者の意識啓発を図るとともに、市民・事業者と連携した取組みを推進します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
地球環境の保全と環境衛生の推進	2 地球環境の保全	①地球温暖化防止と省資源化
		②新エネルギーの活用
	3 環境保全・衛生の充実	①ごみの減量化・処理体制の整備・不法投棄の防止
		②し尿処理体制の確保
		③公害の防止と公害発生時の措置

基本目標2：文化きらめくまちづくり

「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

施策の大綱2-1 教育の振興

確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、個性を生かした可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かな人材の育成を目指します。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し合える環境づくりに取組むとともに、教育施設の耐震化をはじめとする計画的な整備を推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保に努めます。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域の活性化を図ります。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
教育の振興	4 就学前教育の充実	①保育所・幼稚園における教育の充実
		②家庭や地域との連携強化
	5 学校教育の充実	①確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
		②郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成
		③個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進
		④子どもと向き合う教育環境づくり
		⑤学校施設・設備・環境の充実
	6 社会教育の充実	①青少年の健全育成
		②社会教育事業の推進
③社会教育施設・設備の充実		

施策の大綱2-2 文化・芸術・スポーツの振興

本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげることにより、「文化の薫り豊かな大洲」を目指します。

また、スポーツイベントやスポーツ施設を充実するとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、市民の心身の健康維持・向上を図ることにより、「明るく活力のある大洲」を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
文化・芸術・スポーツの振興	7 文化・芸術・スポーツの振興	①文化・芸術の振興 ②スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

基本目標3：安心きらめくまちづくり

住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供を図り、全ての市民が生きがいを持ち、安心して健やかに暮らすことができるまちを目指します。

施策の大綱3－1 保健・医療の充実

保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。

また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化に努めます。

これらの各種サービスの充実と合わせて、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組むことで、「いきいきとふれあいながら暮らすことができる大洲」の実現を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
保健・医療の充実	8 健康づくりの推進	①市民の健康づくりの支援
		②病気の早期発見・早期治療の促進
		③健康づくりの体制整備
	9 地域医療体制の充実	①地域における医療の確保
		②緊急医療体制の充実と高度専門医療機関との連携
③国民健康保険制度の安定化		
④高齢者医療制度の安定化		

施策の大綱3-2 福祉の充実

子育て支援から高齢者福祉や障がい者福祉まで、福祉に関する様々な問題に対し、情報発信や相談体制を強化するとともに、保育サービス、障がい福祉サービス、介護サービスなど、ニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。特に、今後増加が予測される高齢者に対しては、住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指します。また、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などにより、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。

これらを通じて、一人一人の市民が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる「人にやさしくともに支えあう福祉のまちづくり」につなげていきます。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
福祉の充実	10 地域福祉の充実	①福祉活動の促進
		②ユニバーサルデザインのまちづくり
		③生活保護世帯などの相談・指導体制の充実
	11 子ども・子育て支援の充実	①出会い・結婚・出産の支援の充実
		②多様な子育て支援・保育サービスの充実
		③ひとり親家庭などへの支援
	12 障がい者福祉の充実	①障がいのある人の保健・福祉サービス
		②障がいのある人の自立生活支援
	13 高齢者福祉の充実	①高齢者の健康づくりと地域包括ケアシステムの構築
		②介護サービス提供体制の充実
		③高齢者の自立した生活や社会参加の支援
		④高齢者の社会保障制度の安定化

基本目標4：活力きらめくまちづくり

地域の特性を活かした活力ある産業の振興と雇用の創出を図り、安心して働き続けることができるまちを目指します。

施策の大綱4－1 農林水産業の振興

安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興を図るとともに、生産組織や担い手の育成、経営体制の革新などにより、農林水産業の持続的発展を目指します。

また、農林水産・商工・観光の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と儲かる農林水産業の実現を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
農林水産業の振興	14 農業の振興	①農畜産物の生産振興と担い手の育成
		②農地の保全と多面的な利活用
		③農畜産物のブランド化・6次産業化
		④農畜産物の消費拡大
	15 林業の振興	①森林の公益的な機能の維持・充実
		②木材などの生産の振興と担い手の育成
		③林産物のブランド化と需要の拡大
	16 水産業の振興	①豊かな漁場の整備
		②水産物のブランド化と加工・販売の促進
③水産施設の整備		

施策の大綱4-2 商工業の振興

地場産業の振興や企業誘致の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。

さらに、商工・農林水産・観光の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能の強化など、「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。

地域産業の活性化や雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに取組むことで、若者などが定住できるまちづくりにつなげていきます。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
商工業の振興	17 商工業の振興	①地場産業の振興
		②企業誘致の推進と創業の支援
		③地元商業の活性化
		④雇用の創出と就労環境の改善

施策の大綱4-3 観光の振興

「うかい」や「いもたき」などの観光行事、「臥龍山荘」や「大洲城」、「明治の町並み」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「河辺の屋根付き橋」などの観光資源の持つ魅力を継承していきながら、多様化する観光客のニーズに合わせた観光メニューの提供に努めます。

また、国内外からの観光客や交流人口の拡大を目指し、インバウンド対策の充実、観光情報発信の強化などに取組むとともに、観光振興による交流人口の拡大から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。

さらに、これらの観光に関する様々な取組みの総合的なマネジメントに向けて、観光DMO^{*}の確立を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
観光の振興	18 観光の振興	①観光客のおもてなしとインバウンド対策の充実
		②観光資源の発掘と多様な観光メニューの提供
		③広域観光の推進と情報発信の強化

※DMO (Destination Marketing Organization) :

「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりに向けて、マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進、地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う組織及び機能のこと。

基本目標5：快適きらめくまちづくり

移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。

施策の大綱5－1 生活環境の整備

住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な住環境の形成を図るとともに、本市の知名度向上に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備と各地域拠点の機能充実を図るとともに、地域公共交通網を再編することにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい住環境整備を図ります。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
生活環境の整備	19 市街地・集落の整備	①市街地の計画的な整備充実
		②地域・集落の環境整備
		③美しい町並みづくりの推進
	20 交通・情報基盤の整備	①広域交通網と市内主要幹線の整備
		②身近な道路整備・維持管理
		③公共交通網の充実
		④情報網の整備
	21 定住環境の整備	①移住・定住の促進
		②計画的な住宅整備の促進
		③公園の整備・充実と都市緑化の促進
		④河川・海岸の整備
		⑤上水道の整備
		⑥下水道の整備
		⑦斎場の計画的な整備・運営

施策の大綱5-2 生活安全の確保

市民の生命と財産を守るため、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の構築を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
生活安全の確保	22 生活安全の確保	①災害に強いまちづくりの推進
		②常備消防の強化と非常備消防の維持・確保
		③原子力災害や武力攻撃事態への対応
		④交通安全対策の充実
		⑤犯罪被害の予防

基本目標6：人々きらめくまちづくり

市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、様々な人々が協働し、支えあうまちを目指します。

施策の大綱6－1 市民参加・交流の促進

行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と協働によるまちづくりを目指します。

また、全ての市民が地域を支える主体として生き生きと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。

さらに、市内各地の地域間交流、国内交流、国際交流を促進し、活気ある「多文化共生のまちづくり」を目指します。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
市民参加・交流の促進	23 協働のまちづくり	①行政情報の公開と政策への参画機会の充実
		②市民活動・地域活動の活性化
		③地域間交流の促進
	24 人権尊重のまちづくり	①人権尊重の啓発と人権擁護の充実
		②男女共同参画の推進
	25 国内交流・国際交流の促進	①国内交流の促進
②国際交流の促進		

施策の大綱6－2 行財政の健全化

本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるように、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理、自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。

■基本計画に位置付ける個別施策

施策の大綱	施策	主要施策
行財政の健全化	26 行財政の健全化	①計画的な行財政運営の推進
		②施策・事務の選択と集中
		③財源の確保
		④広域連携の推進
		⑤市民サービスの向上、行政組織の体制強化
		⑥行財政改革の推進